

令和元年第4回竹原市議会定例会議事日程 第2号

令和元年12月16日(月) 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 今田 佳男 議員
- (2) 松本 進 議員
- (3) 宇野 武則 議員

令和元年12月16日開議

(令和元年12月16日)

議席順	氏名	出席
1	下垣内 和春	出席
2	今田 佳男	出席
3	竹橋 和彦	出席
4	山元 経穂	出席
5	高重 洋介	出席
6	堀越 賢二	出席
7	川本 円	出席
8	井上 美津子	出席
9	大川 弘雄	出席
10	道法 知江	出席
11	宮原 忠行	出席
12	吉田 基	出席
13	宇野 武則	出席
14	松本 進	出席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住田 昭徳

議会事務局係長 矢口 尚士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	田 所 一 三	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
地 域 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏	出 席

午前10時00分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第2号を配付しております。この日程表のとおり会議を進めます。

日程第1

議長（大川弘雄君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の令和元年第4回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定いたしております。

順次質問を許します。

質問順位1番，今田佳男議員の登壇を許します。

2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） おはようございます。令和元年第4回竹原市議会一般質問をさせていただきます快政会の今田です。よろしくお願ひします。

今回は、ふるさと納税について、社会貢献活動に関する検討について、小中学校の適正配置について質問をさせていただきます。

1つ、ふるさと納税について質問します。

竹原市のふるさと納税は、平成28年度から毎年約4,000万円で推移しています。返礼品を充実させるなど担当課の努力により、平成27年度の386万4,000円と比較すると、約10倍の金額となっています。財政健全化計画の歳入確保の取組では、その他収入の確保の実施事項として、ふるさと納税が上げられています。今後、さらなる努力が必要と考え、次の2点を質問します。

1 返礼品について質問します。

現在の竹原市のお礼の品は77件で、その内容は食品、お酒、工芸品などですが、旅行、イベントやチケット等を返礼品としている自治体もあります。三原市では、宿泊券、JALふるさとへ帰ろうクーポン、みまもり訪問サービス、呉市では、呉医療センター脳ドックMRI検査などがあります。竹原市でも、宿泊型の竹細工体験コースなど、特徴のある返礼品を検討すべきではないでしょうか。

2 寄附金の活用について質問します。

竹原市のホームページでは、寄附金の活用目的を「ひとにやさしいふるさとづくり」、
「竹原の資源を活かしたふるさとづくり」、
「魅力あふれるふるさとづくり」としていま
す。当初は竹原っこ夢プロジェクト事業として、小中学校の様々な事業に活用されていた
ようです。寄附金額が増加しており、今後は寄附していただいた方々の思いをいかに有効
活用につなげるかが問われると思います。最近の活用状況、今後の活用方針をお聞かせく
ださい。

2点目に、社会貢献活動に関する兼業について質問します。

総務省は、地方公務員の社会貢献活動が積極的に行われるよう、地方公共団体における
兼業に関する先進的な取組事例等について実態調査を実施し、神戸市などの事例を紹介し
ています。

生駒市では、職員の地域活動への積極的参加を促進し、公共性のある組織で副業につき
やすくするため、職員が職務外に報酬を得て地域活動に従事する際の基準を定めていま
す。また、ホームページでは、この制度を利用した市の職員が学校の出前授業、スポーツ
指導で成果を上げている様子が紹介されています。

竹原市においても許可基準を明確化して、職員が社会活動に励む環境を整備する必要が
あると思いますが、お考えをお聞かせください。

3点目、小中学校の適正配置について質問します。

教育要覧によると、今年度の市内小学校、義務教育学校に在籍する児童の数は4年生が
184名、1年生が152名です。一方、平成30年4月から平成31年3月までの1年
間の市内の出生数は104人です。先日、「今年の出生数急減」という新聞記事もありま
した。少子化が進んでおり、今後出生数の急速な増加は考えにくい状況です。出生数から
推測すると、五、六年後の小学校1年生の児童数は現在の3分の2まで減少することにな
ります。また、中学校ではクラブ活動ができにくい状況が生じています。

竹原市全体の小中学校の適正配置については、平成12年11月に「竹原市立小中学校
における適正な学校配置のあり方について」諮問を受けた竹原市立小中学校適正配置懇話
会が平成15年8月に「竹原市立義務教育諸学校の適正配置について」という文書を作成
しています。しかし、その後本格的な検討がなされているとは思いません。子どもたちの
教育環境を守り、改善するには、早急に小中学校の適正配置を検討する必要があると思
いますが、お考えをお聞かせください。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 今田議員の質問にお答えをいたします。

3点目の小中学校の適正配置についての御質問につきましては、後ほど教育長がお答えをいたします。

まず、1点目のふるさと納税についての御質問でございます。

本市のふるさと納税につきましては、平成28年4月からふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」を導入して以降、寄附額が急増し、平成30年度では4,100件余り、合計5,750万円余りの寄附をいただいております。

本市のふるさと納税返礼品につきましては、市内の農林水産物、日本酒などの加工品を中心に97品目の登録がありますが、他市町には温泉旅館の宿泊券やスキー場のリフト券など、実際にその土地を訪れ、魅力に触れてもらう返礼品が取りそろえられているところもあります。

本市においては、北前船による日本遺産の登録、大手航空会社のCM撮影、町並み保存地区でのホテル開業等により注目が集まる中で、市内での宿泊や竹原らしい体験プランなどの返礼品の充実は寄附額の増加に寄与するものと考えております。

このため、本市の素材を掘り起こすとともに、宿泊や体験に関する返礼品について速やかに準備を進め、より多くの方に御寄附いただけるよう関係事業者と連携をし、必要な取組を進めてまいります。

次に、これらの寄附金の活用につきましては、まちの発展や地域振興につなげるため、昨年度は竹原市まちなか賑わい創業支援として247万円余り、ICT活用教育支援として86万円余り、平成30年7月豪雨災害支援として1,724万円余りを充当しております。

今年度におきましては、これらの取組に加えて、観光プロモーションや日本遺産の活用、景観計画の策定など、新たな施策の財源としてふるさと納税のさらなる有効活用を図っております。今後も、本市を応援する寄附者の思いを市政に最大限反映させ、元気な竹原市を実現していくためにも有効に活用してまいります。

次に、2点目の社会貢献活動に関する兼業についての御質問でございます。

職員の社会貢献活動については、神戸市が全国の自治体に先駆け平成29年4月から、職員の地域貢献的な副業・兼業を後押しする地域貢献応援制度を始めておられます。

この制度は、阪神淡路大震災から20年以上が経過し、復興を担ってきた市民団体等の人材不足や高齢化が大きな課題となっていたことから、約2万人の市職員を地域活性化の原動力とするために設けられたもので、その後、奈良県生駒市などが導入していると伺っております。この取組については、地域貢献活動を通して職員としての資質の向上やスキルアップ、そして地域の実態を知ることで地域の課題を吸い上げ、施策に反映させる狙いもあると考えられます。

本市におきましても、今まで以上に職員自らがまちづくりの担い手である自覚を持ち、自発的に考え行動できる人材となることが求められております。そのため、この制度の導入は市民の皆様とともに地域の課題を考え、行動し、解決することができる能力を備えた職員を育成していくために有効な手段の一つであると考えております。こうしたことも踏まえて、この職員の社会活動参画に向けた環境づくりについて、先進事例を含め、今後研究してまいります。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 今田議員の質問にお答えをいたします。

小中学校の適正配置につきましては、平成15年の竹原市立小中学校適正配置懇話会の報告書によりまして、現代教育においては児童生徒の教育の質を損なわないためには、一定の学習集団が必要であり、適正規模の学校配置が重要であると、提言をされております。これまで、この報告書の提言に沿って、少人数学習の利点も生かしながら教育の質を確保し、特色ある学校づくりを進め、学校の適正配置に努めてきたところであります。

今後、新学習指導要領に示されている主体的・対話的で深い学びをさらに推進することになりますが、このためには、日常的に一定数の集団の中で考え方を交流できる学習環境を引き続き整えていく必要があるとされております。そのため、年少人口の減少が見込まれている現状では、学校の適正配置の再考は避けて通れないものと考えております。

一方、現在、「夢をもち、多様な人々と協働し、社会を主体的に生き抜くことができる人材を育成している」ことを学校教育の10年後の目指す姿として取組を進めているところであります。

こうしたことから、学校の適正配置について教育委員会において再度議論する必要があると考えており、今後、有識者に加えて、保護者や地元の方々にも御意見を伺いながら検討を進めてまいります。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目のふるさと納税についてであります。返礼品の充実は寄附の増加に寄与するものと考えているというお答えがありました。

ふるさと納税は、先ほど申し上げましたが、当初取組をした時は、平成24年度が146万円、平成25年度が126万円、平成26年度が156万円、平成27年度が386万円、28年度が3,876万1,350円、29年度が3,719万5,008円、30年度が総計で5,750万9,506円、このうち災害分が1,724万3,506円ありますので、これを考慮しますと4,026万6,000円ということで、約4,000万円程度の金額が最近、御寄附をいただいているということになっております。これは、ふるさとチョイス等のネットに参入することで金額が10倍増しているということがあります。

それから、もう一つ伺った活用についてですが、30年度の説明がありましたけれども、29年度は伝統的建造物群保存事業として452万7,570円という、こういう活用をされているということでもあります。

それで、先日の金曜日、財政健全化という言葉が昨年からうたわれて、財政健全化の取組状況についてということで御説明を聞かせていただきました。その中で、今後の取組という中で、歳入確保の取組、その中にふるさと納税の増収に向けた取組、増やしていきますよという意思表示だと思っておりますけれども、今厳しい財政状態の中で大変重要なポイントだと思うのですが、現在の財政健全化等の市政の運営の中で、ふるさと納税というのはどういうふうな位置づけをされているというか、どういうお考えで推進されているかをお伺いします。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。ふるさと納税の御質問でございました。

御質問にございましたように、ふるさと納税は財政健全化計画の中でも重要な役割を果たすと考えております。

ふるさと納税につきましては、議員の方から先ほどございましたように、28年度にふるさとチョイスというサイトを立ち上げまして、おかげさまをもちましてかなりの額が納

税額として寄附をされているというところでございます。

今後につきましては、人口減少や少子高齢化の進展によりまして、税収も減少していくことが見込まれている中で、多様な財源の確保という観点から、このふるさと納税は大変重要な位置づけと考えております。今後におきましても、重要な財源確保策といたしまして、寄附の増額に向け取り組んでまいるということでございます。

昨年度は災害によりましてかなりの額があったということでございます。今年度につきましても、一昨年度、平成29年度と比べましても寄附の状況は余り差はないと思っておりますので、あと12月、1月、2月、3月とございますが、あと4カ月間におきましても取組を進めまして、よりよい方向に進んでいくように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） 言われるように、厳しい財政状況の中で御寄附をいただくということになります。頑張ってください、今、大体4,000万円弱で推移をしている。この倍ぐらい、これは御寄附なので、いただくものですから、こちら側がどうこう言うことではないですけど、ただ、いただけるような状況をつくっていく必要があるのではないかとこのふうには思っております。

それで、返礼品についてであります。先ほどの御答弁で速やかに準備を進めという、非常に答弁としては前向きな御答弁だと思うのです。大体検討しますという御答弁が多いのですけれども。本市の素材を掘り起こすとともに、宿泊や体験に関する返礼品について速やかに準備を進めるという言葉があつて、より多くの方に御寄附いただけるよう、関係事業者と連携し必要な取組を進めてまいりますという御答弁いただいておりますが、これはすぐということで、すぐ動いていただくということよろしいのでしょうか。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） ふるさと納税の返礼品に関する御質問でございます。

ふるさと納税の返礼品につきましては、地場産品等を提供できる市内事業所あるいは個人の方からの提案をもって選定等をしているという状況でございます。季節によっては提供できないというものもございますので、年間を通しますと現在97品目ございまして、今12月の現時点におきましては77品目という状況になっております。

先ほど市長が御答弁申し上げましたように、市内での宿泊ですとか、体験プラン、こう

いったものの充実というのは寄附額の増加につながるものというふうに考えておりますが、現在の返礼品には市内での宿泊ですとか体験プランに関するものが少ないというところがございますので、より多くの方に御寄附をいただけるように関係事業者と連携しまして、現在、登録の準備を進めているところがございます。準備ができ次第、早急に登録してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） 土曜日からですか、大久野島の方へ竹原からも行けるようになった、船が出るようになりました。観光でも、町並みをよく歩くのですが、お客さんは間違いなく来ていると、土曜、日曜なんかはかなり増えて、これ町並みにおられる方もそういうことを言われています。観光客が増えて、成功しているのだと思うのですね。また、さっき言ったように、大久野島へとかというふうな形でもっと呼び込める可能性もある。そういう中で、今の宿泊型とか旅行券とかというような格好でよそはやっている。何とか竹原市もやっていただけませんかという問いかけで速やかに、でき次第というお言葉だったのですが、今具体的に、例えばこういうことを検討しているというのであれば、お答えしただけの範囲で、お願いします。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 今現在取り組んでいる状況ということでございますが、市内での宿泊ということで、宿泊事業者の方と調整をさせていただいています。

それと、市内にゴルフ場がございますので、そういったゴルフ場に来ていただいてプレーをしていただくというようなそういったもの、あとはクルーズのといえますか、竹原港から大久野島の新たな航路のお話ございましたが、そうした、海がすぐそばにございますので、釣りができるようなものか、いわゆる体験プランというようなものも調整させていただいているという状況でございます。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） いろんなものができると思うので、たしかネットのふるさとチョイスに登録された時はかなりの返礼品がありまして、クルーザーとか、それから船の乗船体験とか、かなりあった記憶があります。おそらくニーズがなかったのだと思うのですね。今は物品、お酒とかというふうな形で落ちついているのだということだと思います。

新しいことをどんどんやっているのので、それをまた情報発信して、また使っていただいて、御寄附をいただけるということをお願いしたいので、検討して、速やかにという言葉

がありますので、是非早急にさせていただけるようによろしくお願いします。

続いて、活用について伺いたいのですけれども、今年度については観光プロモーションや日本遺産の活用、景観計画の策定など、新たな施策の財源としてふるさと納税のさらなる有効活用を図っておりますというような今年度の取組状況なのですが、この件について、例えば観光プロモーションのこういう事業に幾らぐらいとかという数字的なものがわかれば教えていただけますか。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

活用につきまして答弁申し上げますのは、今年度の当初予算で一応、活用、充当事業予定ということでございます。

答弁書にございます中で、観光プロモーション、また日本遺産の活用、景観計画の策定ということでございますが、予算上の金額で申し上げさせていただきます。

観光プロモーション事業につきましては448万円、日本遺産活用につきましては200万円、景観計画策定事業につきましては882万円ということでございまして、そのほかといたしましてICTの活用教育推進経費、空き店舗等改修事業助成金ということで、合わせまして約2,000万円の充当というところでございます。

現段階では充当ということには具体的な数値は申し上げられませんが、こういった当初予算におきましても充当先の事業として定めまして、ふるさと納税の有効活用を図ってまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） 先ほど話した財政健全化ということがありまして、目標が基金の12億円残という、どうしてもこちらの方へ目がいくようなところがあって、ふるさと納税で御寄附いただいて、先ほど申し上げたように、大体年間4,000万円近いお金が繰り越して入ってきていると。返礼品、それからいろんな手数料を引くと、返礼品の規定が細かくなりましたので、半分強、約2,000万円くらいが毎年市に留保できるというか、残るというふうな感じなのではないかなというふうに、ここ3年ぐらい見てまして、さっきのお話ですと、2,000万円ぐらい今年活用したよということだと思っております。

それで、今度こういう観光プロモーションにこう使いましたよと、それから日本遺産の件で使いましたよと、活用した結果をまた公表して、御寄附いただいてこのように活用しました、こんなにいいことが起こっていますというような流れをつくれれば、次の御寄附に

つながるのではないかという思いがあります。

さっき申し上げたように、財政健全化の基金の積み立てということが大きく出て、活用されることが若干遅れているのではないかという思いがありまして、その点について何回もいろんな場面で質問をさせていただきました。

今のお話なのですが、今後は活用結果を是非わかる状態にアピールしてはと、そういうふうをお願いしたいのですが、この点についてはどうでしょうか。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、ふるさとやお世話になった自治体に感謝をし、感謝と応援する気持ちを寄附という形で伝えていただきまして、寄附者の方の自らの意志で決めることが可能という制度でございます。本市におけるふるさと納税につきましても、その寄附者の思いを最大限市政に反映できるよう有効に活用してまいりたいということでございます。

御寄附いただいたものにつきまして、どの事業に、結果としてどう充てたかというのは当然、公開というか、お知らせすべきと思っておりますので、この点踏まえてまいりたいと思っております。

また、このふるさと納税の増額を図るためには、返礼品の充実ということも先ほどからも出ておりますし、やはり情報の発信を強化するということが重要と考えております。ふるさとチョイス以外のサイトの利用も現在検討しておりますので、そういった取組も含めまして、今後も注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） 今後もそういう形でやっていただけるとのことだと思います。

それと、先ほど返礼品のところでも、竹細工体験コース、宿泊型ということも込めてお話しましたのですが、活用の中で、私はいろんな問題を取り上げて一般質問とさせていただいてはいますが、例えば活用に、空き家の有効活用とか、それからいわゆる移住者の増加、こういった点に活用できるような方策ということのお考えはないでしょうか。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

ふるさと納税の主旨につきましては、先ほども申し上げました。今御質問の移住者等へ

の活用ということでございます。

本市におけますふるさと納税の使途は、現在、議員の方も御承知のとおり「ひとにやさしいふるさとづくり」、「竹原の資源を活かしたふるさとづくり」、「魅力あふれるふるさとづくり」ということにいたしております。

ふるさと納税の主旨を踏まえまして、繰り返しになりますが、寄附者の思いを最大限市政に反映できるよう有効に活用してまいりたいと、この使途に沿えますように取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） いずれにしても頑張っていたきたいということしかないというか、是非いろんな意味で寄附が増えて、また活用されて、市が明るくなると、竹原は頑張っているのだということがどんどんPRできるというふうにはふるさと納税を使っていたきたいというか、そういうふるさと納税になるようによろしく願います。

次に、社会貢献活動に関する兼業についてということで伺いたいと思います。

副業・兼業という言葉が最近言われるようになりまして、たまたま今朝の朝日新聞でも副業を容認と、主要企業37社、主要企業100社に取組を聞いたところ約4割が副業容認の方向で今のところ考えているというようなこと。政府も副業・兼業というところを働き方改革の中で認めるというか方向性を出していつている状態です。

それで、質問の中でもしましたけれども、総務省が神戸市の事例を挙げて職員さんの兼業を取り上げたりしております。神戸市の事例を言いますと、総務省の資料から取り上げてみますと、制度導入の経緯、市の職員が、知識・経験等を活かして市民の立場で、地域における課題解決に積極的に取り組むことを後押しすることを目的としている。それから、許可要件、誰でもいいというわけにはいかないの、対象職員とか対象活動、それから要件の審査がある。そして、その要件の審査の中に、勤務成績が良好な者にこういう許可をする、というようなことが書いてあります。

制度を実際に使った職員さんの事例もありまして、一つは、活動内容として須磨海岸での障害者支援活動。「須磨海岸を皆が気軽に楽しめるユニバーサルビーチにすることを目的に、NPO法人を設立。運営側の立場から見ても、ボランティア＝無償ではなく対価を得るという形で評価できる。この制度を利用して、神戸市をよりよい街にしたいという志を持った市民活動家が一人でも増えてほしい」。また、基幹活動では、手話通訳活動。

「手話を必要とする市民が来庁されたことを機に手話を学び始め、より多くの人役に立

ちたいという思いから、NPO法人へ手話通訳者として登録。手話通訳活動を行うと報酬が出るため、活動を躊躇していたが、地域貢献応援制度の利用で安心して活動できる」と、こういった事例が紹介されたり、あと神戸市だけではなく、山形県新庄市、それから佐賀県佐賀市の障害者支援の活動、それから岐阜県山県市の活動、それから無料学習塾の講師の活動をしているというような事例の紹介もされております。

それで、地方公務員法の改正について、平成28年3月に定例会で一般質問をさせていただきました。その時の内容は、人事評価ということが出てきたので、竹原市でも人事評価はどうですかというふうな話をして、一般質問させていただきました。

その中で、最後に御答弁いただいたのが、人事評価で得られた結果がずっといろいろあるのですけれども、結果として、人事評価で得られた結果につきましては、職員の計画的な人材育成に活用するとともに、職員自ら取り組む能力も支援に活用するなど、人事評価制度を本市の人材育成基本方針に位置づけ、体系的な能力開発につなげ、組織の士気や公務能率を高めることで、結果として住民サービスの向上につなげてまいりたいと考えておりますというのが最後の答弁です。住民サービスの向上というところが、一番最後のポイントになってくるということだと思います。

それで、先ほどの事例にもありましたけれども、竹原市の職員さんの中にも、職務以外にも特殊な能力というか、いろいろ持つておられる方がおられて、そういう方がもっと地域に出ていって活躍する、そうすることで市の職員さんのモチベーションも上がる、地域でも評価される、結果として住民サービスの向上になるという思いがあります。

御答弁の方は、環境づくりについて、先進事例を含め、今後研究してまいりますというふうな御答弁なのです。是非、検討というかやっていただきたいと思うのですね。今言ったように職員さんにもいろんな、スポーツに秀でている方もおられる、その他のいろんな知識を持つておられたりする方がおられると思います。そういう方を地域に出していただきたい、そして市民サービスの向上につなげていただきたいと、繰り返しますけど、という思いで一般質問しております。この点についてお答えいただけたらと思います。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

地方公務員が社会貢献活動に関するということでございまして、このことにつきましては、議員の方からもお話しございましたが、働き方改革の一環ということで政府の方が民間の方の副業・兼業を推進する方針を打ち出す中で、我々地方自治体の方にも副業解禁と

ということに向けた動きがあったということでございます。

これにつきましては、多様で柔軟な働き方への雰囲気の高まりとか、人口減少に伴う人材の希少化などを背景に、民間の方でこういったことが促進されていた中で、地方公務員におきましても、地域社会のコーディネーターということで、議員の方からもお話しございました地域に出向いての人材といたしますか、そういったことで、公務以外でも活動することが期待されるということが、この制度へ移行したというふうに思っております。

先進事例としまして、神戸市をはじめ、他の自治体の事例もございました。冒頭市長が御答弁申し上げました中で、最後の方で社会活動参画に向けた環境づくりと申しておりますが、やはり人材育成の観点からもそうですし、これから多様な地域社会に向けましても我々も出向いていくということで、御答弁の中でも申し上げておりますが、考え、行動できる人材ということもございますし、このためには我々職員自らがまず自覚を持って取り組むということでございます。

我々地方公務員につきましては、法律の中で一部活動等の制限ということで、許可を得ないと報酬を得られないというのが大前提でございますが、現在御紹介がありました制度はそれとは別に新たな取組としてということで、公務外における我々の活動ということが、地域に出向いての今後の人材育成も含めました、最終的には議員おっしゃられた住民サービスの向上につながるという制度でございますので、そういった面からも研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） これは、いろんな職員さんの能力を活かすということで、御答弁ありましたように地方公務員法にも職務に専念する義務というのが当然第35条としてありますので、当然なんですね。制度をつくって、そういう能力を活かせる環境を是非つくっていただきたい。

さっきの話に戻るのですが、財政健全化ということで非常に厳しい状態。職員さんの給料についてもいろんな問題を指摘されている。ちょっと話題がなかなか暗くなるので、職員さんがモチベーションを持って、とにかく元気で仕事をしていただきたいという思いが強いです。

特に、能力がある、それから仕事ができるという人のところへ仕事が集まるのですよね。そこへ行くのが一番早いから、どうしてもそこに仕事が行く。その人が仕事をすると

また次の仕事が来るというのが、大体今までの私の経験でいくとそういう形になるということもあります。だから、非常に有能な職員さんがおられて、モチベーションが高い職員さんもおられます。その持っておられる能力がきちっと住民サービスの向上ということにつながることにいると思しますので、今後は是非御検討をよろしく申し上げます。

それから、3点目の小中学校の適正配置についてということで伺いたいと思います。

先ほど数字のことも申し上げたのですけれども、現在の学校要覧で出ているデータでいいますと、吉名は義務教育学校ですから小学校という言い方は適切ではないかもしれませんが、1年生から6年生までに該当するということで集計しますと、1年生から6年生で1,001人ですね。それから、段差がありまして、1年生の総計が152人、2年生が150人、3年生が154人、4年生が184人、5年生が178人、6年生が183人、合計で1,001人。ちょっと4年生と3年生のところで少し人数の差が広いというか、減少がもう発生している。

さっきも申し上げたように、30年4月から31年3月、この1年間は、将来6年先に小学校1年に入学してくると思われる出生数が104人になります。約3分の2ぐらいに減少する、1年生が減少する、この状態がおそらく続いていくということになると何か考えないといけないのではないか。

実は、出生数でいいますと、さっき申し上げたように平成30年4月から31年3月は104人。その前の1年、29年4月から30年3月は136人、これ私のデータですけれども、そのもう1年前、平成28年4月から平成29年3月は106人なのです。むしろ106人の時点で本来もっと言うべきだったかなというのは私も非常に反省をしております。次の年が増えたのです、136人に増えたものですからと思ったらまた100人ぐらい。

今年度の出生数が4月から11月、8カ月ですけれども75人でありまして。そうすると100人ちょっとオーバーするぐらいかなあと、3月までで。というふうな形で推移するのではないかなという思いをもって、少子化が物すごい勢いで進んでいるということで非常に危惧をしております。何か考えないといけない。

それから、先ほどありました平成15年に出た懇話会の報告書でありますけれども、この時の懇話会、平成12年に諮問がされて、平成15年に答申ということになっております。3年ぐらいかかって答申を出しているということになるわけですね。

この時の資料によりますと、平成14年の小学生の数が出ていますけれども、1,70

8人になのです。先ほど申し上げたように、今年の学校要覧によると1,001人。それから、1年生に絞って集計しますと、平成14年の小学1年生が259人、今年度が152人になります。非常に減少している。

懇話会の文章を読みますと、非常に丁寧な議論をされて、先進的な議論をされています。この答申というか、文章に沿ってずっと適正配置というようなことを考えてきましたという御答弁がありましたけれども、読んでみるとそうだろうなという非常に中身が濃い答申になっております。

中には、平成15年の段階で公設民営化とか、コミュニティ・スクールとかというふうな文言も入っています、それも検討しているというふうな非常にすばらしい答申だと思います。ただ、少子化がこのように進むとまでは思わなかったのかなという。当時の、さっき申し上げたような生徒児童数で、当面今の学校はこのまま残して今後検討しましょうという、大体の結論であります。

ただ、こういうふうに少子化が進んだ時に、先ほどの教育長の答弁にありましたけれども、避けて通れないというふうな状態になって、適正配置という言葉で今回質問させていただいておりますけれども、適正配置という言葉が第6次竹原市総合計画の中に入っている。「本市では、少子化により、児童生徒数が年々減少しており、学校の適正規模が保ちにくくなっています」と述べて、「充実した教育環境づくり、学校規模の適正化等についての検討をさらに進めます。」竹原市教育大綱においても、適正配置という言葉が出ています。そして、平成31年度、今年度の竹原市学校教育ビジョンにおいても適正配置という言葉が出ています。

議論があやふやになるといけないので、教育委員会が考えられる適正配置というものがどういうことなのか御説明をいただけたらと思います。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 学校の適正配置とはということで、改めて平成15年の答申報告書に基づいた御質問をいただきました。

まず、今議員の方から御紹介いただきましたこの懇話会の報告書の部分が、かなり論点を簡潔に整理をさせていただいておりますので、その要点を御紹介させていただいて教育委員会の考え方を述べさせていただければと思います。

まず、この懇話会の報告書による学校の適正配置ということでございますが、報告書では、「簡潔に言えば学校の統廃合の問題をどう処理するかということであると述べられて

おりますけれども、一方でその処理に当たっては原則として教育の論理に基づいて進めるべきであり、経済の論理や効率性だけを優先させるのではない。何よりも子どもの教育の質の確保を考えるべきであり、今後の教育の方向性を踏まえると適切な集団的思考やマルチメディア教育等が求められていることから、学校には一定規模の集団が必要である」というふうにまとめていただいております。

この報告書においては、今議員の方からも御紹介がありました、竹原市立の学校の今後の具体的な適正配置ということでの試案がまとめられておりまして、この試案という中では国や都道府県が手引きや法律などで示す学校における標準的な学級編制、それから教職員の配置の制度、こういう制度的なことも踏まえながら、少人数指導の必要性であるとか、多様な学級編制、通学区の弾力化、それから学校選択制の導入など、我々学校設置者の検討すべき課題や論点にも触れていただいております。その中で、統廃合に慎重的な立場、肯定的な立場もそれぞれ両面から学校別に統廃合の考え方をまとめていただいております。

これを受けまして、我々としましては、適正配置ということの基本的な考え方については、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていく、こうした学校の特質を踏まえ、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいとの考え方を示しております。こうしたいろんな総合的な課題、論点を総称して適正配置ということになるかと思います。

以上です。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） 非常に難しいことが出てくる言葉になると思います。非常に生徒の問題も出てくるということになると思います。

ただ、懇話会のをずっと読んでいて、私はこれに一番感銘を受けたというか、「広島県の中で竹原市に住むと県内一番の教育を受けられるという地域にすべきである」と、こういう文章も入っているんですね。だから、もう頑張ってください、県内一番になってくださいよという強い希望を込めて当時懇話会に来られた方が文章を作成されているという、強い気持ちを感じている。読めば読むほど、さっき言った先進的な事例も入って気持ちもどんどん入っているというふうな文章です。

だから、これ、次長の御答弁にあったように、今まで懇話会の答申に沿っていろいろやってきたというのは当然そうだろうなというふうなことを思いました、聞いていて。

ただ、今の御答弁の中で一番最後の方に、学校の適正配置について教育委員会によって再度議論する必要があると考えており、今後有識者に加えて保護者や地元の方々にも御意見を伺いながら検討を進めてまいりますというのを、これ御答弁の最後の部分ですけど、私は待ったなしだと思うのですが、この検討を進めてまいりますというのは時期的にはどういうふうなことでお考えなのか。早急にやらないといけないと思うのですが、この点についてはどうでしょうか。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 今、議員の方からも披露していただきましたけれども、竹原市内における公立学校のそれぞれの規模は、文部科学省が平成27年だと思っておりますけれども、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引というのを出しております。そこから見てみますと、本市の大半の学校においてはいわゆる小規模校になっているわけがあります。

そういうことでありますが、それをもって一様に児童生徒数による学校の適正配置を一気に進めるということはおそらくありませんけれども、しかしながら、次長が先ほど答弁をいたしましたように、子どもたちのこれからの社会を生きていく資質、能力をしっかりと身につけさせていく上においては、グループを形成して協同して課題を解決していく学習活動でありますとか、あるいは学習したことをプレゼンテーションし合って多様な意見を交換しながらよりよいものを求めていくという、そういう学習機会というのは必ず確保しなければならぬものでありますから、いつからということで申し上げますと速やかに、そういう形で専門家の意見を聞くような機会を設定して、また答弁でも申しましたように保護者の方や地域の皆さんの声をしっかりと拝聴しながら、私としては、子どもたちの教育環境に責任のある大人として、やはり学校は何のためにあるのか、子どもたちのためにあるわけでありまして、教育基本法や学校教育法に定められている教育の目的であるとか、学校教育の目的ということを達成していくためにはどういった判断が今必要なのか、そこをしっかりと市民の皆さんの御理解をいただきながら、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思います。

もう、猶予はそれほどないといいますか、さっき申しましたように早速取り組むと、こういう思いでございます。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） 先ほど申し上げたように、昨年度の一年の出生数が106人、とこ

ろが2年前にも104人とそういった数字があつて、もう四、五年先に来るのではなくて1回は二、三年先にはもうそういった状態が来る状態になっているのだと思うのです。

だから、猶予はないということで、どういうふうな方向性が出るかわからないのですけれども、議論はしていただきたい。特に、教育委員会議をしていただいて進めて、結論は市民の方の意見を聞いて、いろんな形が出るし、どういう形が出るかわからないですけれども、議論はしていただきたい。

今後、子どもたちのために、教育長が言われたように全て子どもたちのためですから、子どもたちがさっきの懇話会の文章ではないですけど、県内で一番の教育を受ける状態というふうなことをつくっていただきたいという思いで質問させていただいております。

それから、こういったことになっているが、教育長のみならず市長もどういったお考えをお持ちか、この点についてお考えをお聞かせいただいたらと思います。

以上で質問を終わります。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 公立学校の適正配置に関わる御質問をいただいております。議員の御説明の中にも、現状の分析または実情も踏まえて御提案いただいたところでございます。

考え方としては、公立学校の設置者は市、首長になるわけですから、当然その点についてどういう認識で今後進めるかについては適切に判断をしていかなければいけないというふうに思っております。

考え方につきましては、先ほど教育長が申した説明のとおりになろうと思っておりますけれども、その考え方と認識も同じです。また御承知と思いますが、総合教育会議という制度がもう位置づけられております。そういうことも含めながら、まずは実情に即した検討をする、その上で保護者、地域との合意形成というものが必要になってまいりますので、そういうことを踏まえながら、市長、教育委員会でしっかりとした議論を進めながら、この件について取り組んでまいりたいということです。

議長（大川弘雄君） 以上をもって2番今田佳男議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番、松本進議員の登壇を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） それでは、一般質問を行います。

日本共産党の松本進です。発言通告に従って、第1番目には市民の生活排水処理計画についてお尋ねします。

竹原市污水適正化処理構想の見直しが、民生産業委員会に報告されています。

今回の見直しにより、竹原市全体の污水処理区域面積が957.6ヘクタールから222.5ヘクタールに縮減され、同処理人口も1万8,780人から7,500人へと、また同污水処理量も1日1万1,100立方メートルから日量4,000立方メートルへと縮減されています。そして、公共下水道污水処理計画の完成年度は10年程度とされました。

そこで、市長に質問します。

今後10年間の公共下水道污水処理事業の完成を見通した事業費総額、一般財源の必要総額と市財政健全化計画との関連についてどのような認識でしょうか。

次に、公共下水道処理計画の区域外は合併浄化槽の整備促進を図り、市全域を対象とした効率的かつ効果的な污水処理施設の整備を目指となっています。

竹原市の2017年度末の污水処理人口普及率は、公共下水道と合併処理浄化槽の合計が人口で1万8人、普及率が38.5%です。未処理、すなわち単独浄化槽とくみ取りの合計が人口で1万6,030人、61.6%です。污水処理の普及促進について、浄化槽台帳上で約5,000基程度の単独浄化槽が存在しており、年間50基程度の更新等（新築を含む）は行われていますが、くみ取り及び単独浄化槽等から合併処理浄化槽への切り替えがいまだに進んでいない状況ですとあります。このままでは、生活排水処理の整備に100年余りかかることとなります。この区域の生活排水処理も10年間程度を目標に計画すべきではないでしょうか。

次に、今年度から廃止された新築の小型合併処理浄化槽の補助金は早急に復活すべきであります。公共下水道污水処理事業や単独処理浄化槽等の切り替えには税金を支出しています。市長は生活排水処理事業に伴う税金の公正、公平な支出の原則をどのように認識されていますか。

2番目の質問は、教育の長時間時間外勤務の是正は待ったなしについての質問です。

文部科学省が2016年度に調査した公立小中学校の教員勤務実態調査では、平日1日当たりの平均勤務時間は小学校で11時間15分、中学校で11時間32分。また、残業時間は、月45時間を超える教員は小学校で82%、中学校で89%となっています。

そこで、教育長に質問いたします。

竹原市教育委員会のこれまでの取組の現状は、2016年度比で各小中学校教員の平日1日当たりの平均勤務時間の推移、また残業が月45時間超の教員の数、比率の推移はどのようになりますか。

次に、竹原市教育委員会が今年4月策定した学校における働き方改革取組方針、すなわち取組方針では、「はじめに」の部分に、竹原市教育委員会は業務改善に取り組んできたけれども、教員の長時間勤務の抜本的な解消には至っていませんとの認識を示し、取組方針の策定の趣旨では、教員は授業以外にも成績処理などの教育事務、部活動等の指導、いじめ問題、保護者等への対応などなど、教員の長時間勤務の要因となっていると分析しています。竹原市教育委員会は、本取組方針を策定し、教職員が働きやすい環境を整備すると決意をされています。取組方針3、目指す姿には、本取組方針を進めて授業づくりの時間を確保して教員の質の向上を図るとあります。

そこで、教育長に質問します。

具体的に教職員の定数を算定する義務標準法、昭和33年制定に基づく竹原市立各小中学校の教職員定数と取組方針の実施後は、正規職員の配置数または増員はどのようになりますか。

また、我が党の広島県議会議員の一般質問では、病気休暇中等で代替教員が未配置になった事態が2018年1月31日現在で竹原市の小学校で177日間と県内最大の未配置となっていました。この対応はどのようにされましたか。未配置が続く根本的な原因は、身分の安定した正規職員が足りないことにあると言われていています。ぎりぎりの採用数では不測の事態に対応できません。正規教員の増員を県教育委員会に強く働きかけるべきではないでしょうか。教育長の明快な答弁を求めます。

次に、取組方針3、目指す姿では、教職員全体の長時間勤務を縮減し、健康で生き生き、やりがいを持って勤務できる環境づくりを推進するとあります。4 期間、目標の(2)では、時間外勤務が月45時間を超える教職員が平成33年、2021年度末にはゼロ人を目指すとあります。

そこで、教育長に質問します。

労働基準法は、労働時間について1日8時間、週40時間という原則を定めています。残業時間ゼロを目指さない理由は何でしょうか。お聞きします。また、1カ月45時間の残業は、勤務日数20日で1日2時間25分となります。残業時間ゼロを長時間勤務の縮減の目標にすべきではないでしょうか。

次に、教員の長時間労働を解消する上で重要なことは、学校における働き方改革に関する事務次官通知、2019年3月18日付けでも強調しているように学校及び教師が担う業務の明確化、適正化です。

そこで、教育長に質問します。

これまで学校、教師が担ってきた14の業務のうち、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務は6業務です。竹原市教育委員会の取組方針6、取組内容の1の7項目はどれに該当しますか。取組方針の実施後は教員の時間外勤務、すなわち残業時間の削減効果はどのようになりますか、お尋ねします。

また、運動部、文化部活動は学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務（事務次官通知）となっています。竹原市教育委員会の取組方針の外部人材の活用に伴う人材の確保や予算額、教師の時間外勤務の削減効果はどのようになるのでしょうか。

次に、教員の変形労働時間制導入についてです。

1年単位の変形労働時間制の導入は、働き方改革（事務次官通知）でも提言され、今国会で審議されています。このところは12月6日閉会の臨時国会でこの法が強行採決されています。1年単位の変形労働時間制は、学期中の労働時間を増やし1日10時間まで、長期休業中の労働時間を減らして平均して1日当たり8時間におさめるという制度です。寝だめができないことに象徴される人間の生理を無視した働かせ方に教員、関係者等の不安、怒りの声が寄せられています。

そこで、教育長に質問いたします。

現在の教師の長時間時間外勤務を抜本的に是正しないまま、人間の生理に反する変形労働時間制の導入は許されません。教育長の明確な反対意見を県教委に示すべきと考えますが、どのようにされますか。

また、働き方改革（事務次官通知）でも指摘されている1年単位の変形労働時間制導入の前提としては3項目、部活指導・研修の精選等、学期中の長時間勤務、育児や介護等の配慮、この3項目の是正を求めています。この課題はクリアできるのでしょうか、明確な答弁を求めます。

以上で壇上での質問といたします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 松本議員の質問にお答えをいたします。

2点目の御質問につきましては、後ほど教育長がお答えをいたします。

まず、1点目の生活排水処理計画についての御質問でございます。

本市は、公共下水道とし尿処理を含めた汚水処理施設の整備について、平成30年度に令和9年度までの10年間を事業期間とする竹原市汚水適正処理構想を策定いたしました。この中で、公共下水道整備区域と合併処理浄化槽整備区域を定め、特に公共下水道に関しては最終年度の令和9年度末までの完了を目標として整備を進めております。

総事業費につきましては、約30億円であり、財源としては国庫補助が約10億6,000万円、起債が約18億1,000万円、一般財源が約1億3,000万円となる見込みであります。公共下水道汚水処理事業は早期完成が必要である一方で、財政健全化計画において投資的経費の見直しも行うこととされており、この事業による財政への影響を最小限に抑えることも必要であると考えております。こうしたことから、引き続き工事費や管理経費等のコスト縮減を行うとともに、下水管の接続率を向上させ、下水道使用料の歳入を増やすなどして財政負担を軽減しながら、計画的に事業進捗を図ってまいります。

次に、竹原市の小型合併処理浄化槽整備につきましては、現在、広島中央環境衛生組合とその構成市町による地域計画に基づき進めております。この計画では、平成26年度から令和2年度までの7年間に518基の小型合併処理浄化槽を整備し、処理人口として令和2年度末の竹原市の推計人口の約30%である8,045人を目標としております。小型合併処理浄化槽は、環境に与える負担が少ないことから、令和3年度からの次期計画においても引き続き整備を進めることとし、小型合併処理浄化槽への転換による公共水域の改善を図ってまいります。

次に、新築家屋における小型合併処理浄化槽の設置については、生活排水による河川や海域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る目的から、国や県の補助制度を活用し、これまで補助金を交付してまいりました。こうした中、平成12年の浄化槽法改正により、単独処理浄化槽の新設が禁止されてから約20年が経過し、小型合併処理浄化槽の普及が進んできたこと、財源の県支出金等新築分について既に廃止されていることや他市町の状況を勘案して、本年度から新築に係る小型合併処理浄化槽設置への

補助金を廃止したところであります。なお、既存住宅のくみ取りや単独処理浄化槽からの転換につきましては、引き続き住民の皆様の動機づけを行い、促進していく必要があるため、今年度も補助金を交付することとしております。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

2点目の教員の長時間時間外勤務の是正についての御質問でございます。

まず、市内学校における教職員の勤務時間の実態につきましては、平成28年度における市内学校教職員の1日当たりの平均時間外勤務時間は2時間28分であります。これに対し、平成30年度においては1時間59分、令和元年度の現時点においては2時間3分であり、いずれも平成28年度から減少しております。時間外勤務時間の月当たり45時間を超過する職員の割合については、今年度のみのデータであります。10月までで全教職員約180人に対して70人程度で、比率としては約40％となっております。

次に、2点目の市内学校における教職員の配置については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律における基準をもとに、広島県教育委員会において定数の配当基準が定められ、学級数を基本として教職員定数が各学校に配当されております。したがって、学校における働き方改革取組方針と県費教職員の配当定数が連関するものではありません。

また、年度途中の病気休暇等による代替教員については、欠員が生じた時点で県教育委員会と連携し、代替者候補者リスト等をもとに任用手続を行っております。しかしながら、学校種や教科、任用期間、希望勤務地等の条件により、容易に適任者が見つからない現状にあります。御指摘の代替教員の未配置、特に年度途中の欠員については、代替者を確保することが特に困難なケースも多く、教育研究を深める等のために定数外で措置している加配教員等を臨時的に学級担任に充てるなどして、児童生徒の教育活動に影響が及ばないように工夫しているところであります。

教育委員会としましても、引き続き全国都市教育長協議会を通して文部科学省に対して教職員定数の改善と学級編制基準の緩和について要望するとともに、広島県教育委員会に対しては、選考試験において職務遂行能力や適性を正確に判定する前提において採用数の増加を要望してまいります。

次に、教職員の時間外勤務時間につきましては、教育委員会としまして重要な課題であ

ると受けとめ、これまで勤務時間管理のシステム化、部活動の平日及び週休日における週2回の休養日の設定、一斉閉庁日の設定、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフ等の人的配置、教育委員会主催の研修会等を約3割削減するなど、業務改善を積極的に進めております。その結果として、先ほど述べましたように、市内学校教職員の1日当たりの平均時間外勤務時間の縮減につながっていると考えております。

なお、教育職員には教育という職務に携わる者として、正規の勤務時間内における教育活動のほか、勤務時間外であっても自発的に課外活動または生徒指導に従事するなど、その自発性、創造性に基づく勤務が期待される面が大きいという職務や勤務態様の特殊性があります。このことから、勤務時間内外の勤務を包括的に評価して教職調整額が支給されており、一般職員の勤務時間の概念とは異なっております。したがって、現行法制度下におきましては、時間外勤務のゼロ時間ということは現実的でないと考えております。

次に、竹原市教育委員会の学校における働き方改革取組方針と事務次官通知との関係につきましても、本市としましても、この事務次官通知をもとに取組方針を検討しておりますので、事務次官通知の取組の6業務の全てを網羅しております。

また、取組方針による時間外勤務の削減効果についてであります。具体的に示すことはできませんが、先ほどお答えした平均勤務時間の減少に効果があったものと考えております。

次に、部活動への外部人材の活用につきましても、競技経験や高い専門性があり効果的な指導ができるだけでなく、生徒指導にもたけて、大会等の引率を任せることのできる者を部活動指導員として任用しております。この部活動指導員については、県とも連携しながら人材確保に当たり、現在3名採用しておりますが、年間予算額として140万円程度が必要と考えております。これら3名の部活動指導員の活用による部活動顧問である教職員の勤務時間の削減効果につきましては、今年10月の調査によると、1週間当たり合計26時間となっております。

次に、教員の変形労働時間制導入についてでございます。

児童生徒の教育活動を行う教員の勤務態様として、児童生徒が学校に登校して教育活動を行う期間と児童生徒が登校しない長期休業期間とでは、業務の繁閑の差が実際に存在しております。このため、1年単位の変形労働時間制を適用することができるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正が行われ、今後、県の条例等で具体的な制度が示されることとなります。

この制度の運用に当たっては、一定期間集中した休日の確保や1年単位の変形労働時間制が選択肢の一つとなることで、働き方改革の効果につながるものと考えますが、日々の業務と長期休業期間中の業務の改善について一体的に取り組んでいくことが不可欠であると考えております。この制度の導入の前提である長期休業期間中の業務の縮減につきましては、各学校の運動部活動は、学校における働き方改革取組方針に基づき、少なくとも月に5日間の休養期間を設けながら実施されており、中学校体育連盟が主催する大会の開催回数の削減や日程の見直しが図られているところであります。また、教職員の研修会については、夏季休業だけでなく年間を通して実施回数の削減、内容や方法の工夫を図っているところであります。

こうしたことから、長時間勤務の是正に向けた環境整備の取組は着実に進んでいるものと考えておりますが、変形労働時間制につきましては、広島県の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例に定められているものであり、今後とも県の動向を注視してまいります。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） それでは、第1番目の生活排水処理計画について再質問入ります。

再質問の第1番目には、財源と財政計画の見通し、ここをお尋ねしておきたいと思いますが、先ほど御答弁がありましたように、この汚水処理における公共下水道の整備にはこの10年間で約30億円という総事業費が必要であって、あと国、市の借金、市債、一般財源等の説明がありました。そこでお尋ねしたいのは、起債というのが総事業費の中の60.3%で約18億1,000万円かかるだろうという試算であります。ここでお尋ねしたいのは、起債ですから、この18億1,000万円の起債のうち、いろいろ交付税の率の違いがあるのでしょうか、例えばこの交付税率が7割ということで、実質竹原市の負担が3割という場合、これが10年間で実際の負担になるということで、ここでお聞きしたいのは、起債が18億1,000万円あるけれども、竹原市が実質負担となる交付税を除く負担というのはどのように考えていいのかなということで、それと先ほど言った一般財源が1億3,000万円かかるということでもありますから、仮に私の試算では起債の18億円の中の30%負担が必要な場合、これが10年間で見た場合は年間5,430万円ぐらいかかる、そして一般財源が年間でいえば1,300万円必要だということですか

ら、合わせて約6,700万円の市の実質負担ということになります。

そこで私が大変気になるのは、昨年の豪雨による災害復旧を優先的にやるという市長のお考えでありますし、私も当然そういったことをやるべきだと、災害復旧を第一義的に取り組むべきだということは大賛成であります。しかし、この計画を立てた時点で昨年豪雨災害が起きたということは特別な出費がかかるわけですから、この計画どおり、さっき言った交付税率が7割を前提にして10年間で市の負担ということ为例として申し上げて、一般財源を合わせれば約6,700万円の实質負担になるだろうと。これが特別に去年あいった豪雨災害が起こった場合は、この計画どおりにいけるのかなと。実際優先的に災害復旧をすれば、この公共下水道の汚水処理計画は少なくとも2年なり3年なり遅らせる必要が出てくるのではないのかなということが気になったものですから、先ほどの起債に伴う交付税率を除く市の実質的な負担がどうなるのか。また、一般財源を含めた財政再建における財政見通し等々は、災害復旧という事態が起こっているわけですから、計画どおりいくのかなということについてお尋ねをしておきたい。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、御質問の起債約18億円に対してどのくらいの交付税があるのかという御質問でございますが、起債につきましては償還期限が長く、30年の期間での償還となっております。総支払い額は21.4億円となります。なお、起債につきましては対象金額元利償還金の一部37%が普通交付税として交付税措置され、一般会計として歳入されるのが約8億円というふうに見込んでおります。

それから、御質問の災害を最優先にするという御質問でございます。これには変わりなく、まずは災害を第一優先にして、また必要なこういった公共事業の整備についてもあわせて整備していくということですので、公共下水道についても概成10年という目標を持っていますので、先ほど市長の答弁がありましたように令和9年度までの10年を事業期間としてこの下水道事業については継続的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 償還とかそういった交付税率とかいろいろ数値が違うわけですが、市の負担が約8億円ということでありました。ですから、ここで大枠で聞いたかったのは、昨年の災害が起こって特別な出費といいますか、それが優先的な事項で取り組

むということを市長も明記されているわけですから、そこの関係でこういった汚水処理の公共下水道の事業計画というのも計画どおりやっても差し支えないといえますか、いろいろ節減は要るのですけども、差し支えないではないかと、計画どおり取り組めるよということで確認しておきたいと思います。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、御質問、先ほど災害が最優先ということがございました。もちろん御答弁にありましたように災害を最優先に行うということと、先般全員協議会で説明させていただきました財政健全化計画の取組状況という中で、投資的経費の見直しというのもございます。これには下水道事業もこの中に入っております、そういった中での取組を行うというのとあわせて、下水道については歳入確保の取組ということの中で、先ほどありました下水道の接続率を向上させ、下水道使用料の歳入を確保するというので、歳入確保についても引き続き努力をしてみたいというふうに思っていますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 大変気になるのは、財政健全化で投資的経費を見直すと、この下水道も入っているよということで、私の答弁に対して明確にお答えしていただけないのが残念なのですけれども、それを踏まえての次の質問になりますけれども。

次は、今度は汚水処理の計画というのは公共下水道事業と、あともう一つはそれ以外の区域は先ほど壇上で言いましたように、小型合併処理浄化槽でやるというふうな構想があります。そこでお尋ねしたいのは、汚水適正化構想をつくった2018年度から10年間で、公共下水道事業は先ほど言ったとおりですけれども、それと同時に小型合併浄化槽、この処理もその中に構想として公共下水道事業以外は小型合併浄化槽で整備しますよということが明記されています。それで、具体的に小型合併浄化槽の整備の状況も、2014年から2020年度までの7年間では518基を処理するという御答弁もありました。これは年間にすれば74基ぐらいになるかと思うのです。それで再質問になりますのは、先ほど適正化構想では、2018年度策定していると思うのですけれども、その時点では小型合併浄化槽に切り替える必要があるのは台帳上は単独槽が約5,000基あるというふうな御答弁だったと思うのです。ですから、壇上では5,000基あるのを毎年500基では100年かかりますよということを指摘させてもらいましたけれども、いずれにしても具体的に小型合併浄化槽が2020年度までの7年間で518基整備されて、大ざ

っぱな計算ですけれども、5,000基から4,500基以下になるのかなというふうに私は考えるわけです。ですから、この4,500基を先ほど言った10年間で財源も含めてやるのが可能なのかなというのが大変心配でありまして、小型合併浄化槽に切り替える取組といたしますか、これはもう少し計画からしたら補助拡大等を含めて小型合併浄化槽への切りかえを拡大しないと74基、100基にしても四十数年間かかるとかというような、大分かかりますよね。ですから、そこの考えといたしますか、小型合併浄化槽についても、財源は厳しいわけなのですけれども、今の計画では四十数年間かかるのではないかと。しかし、構想では公共下水道事業と同じように10年を目途にという大枠の考えから見れば矛盾があるし、財政的な裏づけもないわけですから、その点です。小型合併浄化槽に移行、この整備はどのくらいか、今はこの20年では74基、5年間で518基整備ということがありますが、それが終わった2021年度からを含めた計画ということについてどのぐらいのテンポで取り組まれるのかなということをお尋ねしておきたい。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 竹原市の小型合併処理浄化槽の整備、これにつきまして、市長答弁にもございましたとおり、広島中央環境衛生組合とその構成市町によりまして地域計画を作成して、それを現在実行しているところでございます。この計画は平成26年度から令和2年度までの7年間に令和2年末の竹原の推計人口の約3割、約8,000人を処理人口に入れていく、こういう目標を立てて、現在行っているところでございます。浄化槽はもちろん単独浄化槽を現在使用することは全く違法でもないですし、浄化槽そのものが耐用年数が非常に長いものでございます。単独浄化槽をつけている方が実際に付替えを余儀なくされるのは、最低でも30年、40年後、こういった時期になろうかと思えます。そうした中で、付替えに対して助成をすることでその付替えの動機づけになるということでこの補助金を現在交付させている、そういうものでございます。ですから、公共下水道整備の方の10年計画というところと浄化槽の整備、これは完全解消までの年数は変わってくる、このように考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 今、計画が2020年度までの7年間で、先ほど言いました518基整備するという計画は今報告があったとおりなのですけれども、私は2021年度以降を目指した取組のことをお聞きしたわけです。今計画がなくてそれを近々つくられてや

るのかどうかということの質問なのですけれども、そのテンポとして、確かに単独槽が私は違法だとか言っているわけではありませんが、市の構想の中では公共下水道の事業の汚水処理の枠の考え方として、公共下水道とあとは小型合併浄化槽でやるということが明記されているわけですから、残りの小型合併浄化槽の分が、今7年間では518基、それ以降の分は4,500基余り、相当数が残ると思うのですけれども、これはやっぱり一定の10年計画を立てたけれども、構想ではあるけれども、15年かかるのか、20年かかるのか、それともやっぱり40年、50年かかるのかという一定の見通しを立てる必要があるのではないかということで、現在の計画、小型合併浄化槽の整備計画が終わった段階以降の取組、現在で今何か考えがあればお聞きしたい。私は、今の計画のテンポでは、年間74基になりますから、7年間で518基になりますから、このテンポをもう少し引き上げる必要があるのではないかなということ踏まえて御答弁いただければ。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 失礼いたしました。令和3年以降のことは先ほどの市長の御答弁の中にも入れさせていただいておりましたが、令和3年度からの次期計画、現在進めております次期計画において引き続き目標を定めながら、引き続き計画にのっとり整備を続けていくようになります。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 今の計画よりテンポを上げるとか、下げるとか、下げてはなかなかいけないのですが、上げるという具体的な考え方が示されなくて残念なのですけれども、今の現計画では7年間で518基の小型合併浄化槽の整備、これをテンポをもう少し引き上げる必要があるということだけは言えるのではないかと思います。

それと、壇上でもお聞きしました、合併処理浄化槽の新築での補助金が今年度から廃止された。廃止する経過はいろいろこれまでも説明がありました。私が改めてここで伺ったのは、竹原市の生活排水の処理の構想が、先ほど説明したように1つは公共下水道事業でやる、残りは合併浄化槽でやるというこの2つの処理をするということになっています。そこで、公共下水道は補助金、起債を含めて税金が投入されています。もう一つは、単独槽、くみ取り槽等の小型合併浄化槽へ切り替えるところには一定の補助金なり支援金が出されています。私がここで3点目に聞いたのは、新築の合併浄化槽について今年度から廃止されたのではないかと、それはやっぱり復活する必要があるということをあえて申し

上げました。それで、一つの主な理由としても、行政というのは無差別平等といえますか、誰が見ても公平公正に執行することが必要だと思うのです。それで公共下水道は税金が投入されている、あとのこっちの単独槽等の小型合併浄化槽への切り替えは一定の補助金が支出されている。それで、あと空白の分といえますか、今年度からあえて廃止された新築での合併浄化槽への補助金が、法律で義務づけられたからといういろいろあったり、県が補助金を打ち切ったからといういろいろの理由の説明はあるのですけれども、私がここであえて聞きたかったのは、行政を執行する上で、公共下水道や合併浄化槽への切り替えは公的なお金が補助金を含めて出るけれども、新築のところの合併浄化槽には、その処理費用に関わる支援といえますか、補助金が残念ながら今年度から廃止されたと。この事態は行政が踏まえるべき公平性、無差別平等と、市民同じように税金を支出するのだよということから見て、ちょっとおかしいのではないかなということがあったものですから、あえてそこは市長に私が言う分はそうではないよと、無差別平等で公平公正に事業を執行しているよというような説明をもう少し丁寧にしていただきたい。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） いわゆる新築に関わる部分につきましてこの補助金を復活させて、議員のおっしゃられる空白部分を埋める方策を考えるべきではないかということとは理解はできますが、今回のこの合併処理浄化槽に転換するための補助金、この補助金の意味が、単独浄化槽でありますとか、くみ取り浄化槽のお宅が小型合併処理浄化槽、これに転換をされるという動機づけのために一定の額を補助をさせていただいているものでございます。既に議員御承知のとおり、新築に関しましては、法律上、浄化槽法で新築の場合は小型合併処理浄化槽を設置しなくてはいけないという状況になっておりますので、この補助金の目指すところには残念ながら当たりませんので、そういったことで御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 制度の仕組みとか今年度から廃止した新築の合併浄化槽への補助金廃止というのは説明が今までもされてきて、説明を受けているわけですがけれども、私が今日新たに提起したのは、竹原市民から見て、竹原市の行政執行から見て、生活污水处理をするのに公共下水道事業がある、あと残りは基本的には小型合併浄化槽で処理しますよというこの2つの選択しかないわけです。それで、今小型合併浄化槽の分では、単独槽とかくみ取りを含めた今ある分を一定の支援をするということで小型合併浄化槽に切り替え

ていただくという汚水処理の仕方で今取り組んでいます。私があえてそこで聞いたのは、新築の分は今まで説明して廃止になったのだけれども、今日新たにあえて市長にお聞きしたいというのが、こだわるわけですが、行政というのは誰が考えても平等に執行しているよと、公平性、公正性といいますか、これを担保する必要があるということで、新築の合併浄化槽だけには今年度から支援補助金が出ていないよという面から見ると、これは早急に是正しないと行政の公平性とか無差別平等の原則に反するのではないのかなということであえて聞いたわけですが、これをもう一回お尋ねしておきたいと。是非市長の方をお願いしたい。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（田所一三君） お答えいたします。

先ほども市民生活部長がお答えしたように、この新築に係る浄化槽につきましては平成12年度の法改正によって新築の小型合併浄化槽設置が義務づけられたということでありまして、この補助金の一定の目的は果たしたものとして今回事業を廃止したところでございます。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） そういう答弁は何回かされているのですが、私の質問に対する明確な答弁ではないなということを指摘して、次の質問に移りたいというふうに思います。

次は、教育問題、特に先生の長時間時間外勤務の是正という、今大きな課題の問題で私は考えてこの取組を急ぐ必要があるということで質問のテーマに挙げました。

それで、2点目に質問しました教員の定数の問題から再質問に入りたいと思いますけれども、私が質問したのは教員の定数を定める法律がありますよと。これは先ほど壇上で言いましたし、教育長の方からも答弁がありました。先ほどの答弁は、こういった法律があって、その法律をもとに広島県教育委員会において定数の配当基準が定められて今教員を配置しているよということでしょうけど、私があえてここで聞いたのは、県教育委員会のそういう定数を決めた配当基準というのは、それに基づいて要覧にも示されている各学校での配置をされているというのは承知しているのですが、そのもとになる教職員定数の標準に関する法律、この基準において竹原市の小中学校各学校の教員の配置数は何人になりますかというお尋ねをしたわけです。ですから、ここが一番の違いというのは、例

えば小学校で先生が1こま45分を教えるのに、教員定数の一番基本的なところは教える時間の1こまの時間の45分、それに相当するような教育の準備の時間を勤務時間とみなしますよというような法律になっていると私は理解しているわけです。ですから、確かに基のそういう教育委員会、文科省が決めた教員の定数の基準というのは、これは昭和33年という前に決めているわけですが、これは今でも私は有効だというふうに理解をしているわけです。この教員の定数のもとの基準といえますか、ですから、このことをお尋ねしたわけであって、教員定数の標準に関する法律における基準、これに基づく竹原市の小学校、中学校の職員の配置は何人になりますかということを再度確認を含めてお尋ねしておきたい。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 私の方で答えをさせていただきますが、議員がおっしゃるように今の、いわゆる標準法によって各学校の配当数が決まってくるのです。その各学校の配当数が県全体で積算されて、広島県に対して何人の配当があるというふうに出るわけです。標準法によって配当される教員数には2種類ありまして、今ここで議員がおっしゃるのはいわゆる基礎定数という、だから学級数が幾つあるから配当定数が何人ですよということ。私が答弁の中で研究推進等に加配をされた教員と言いましたけれども、加配定数という標準とは別の加配の定数があつて、それらを合算したものが標準法で定められて広島県教育委員会に何名ですよというふうに配当されます。それを基に、今度は広島県教育委員会はさらに県教育委員会独自に配当基準というものを決めまして、国から配当された教員をどのように活用するかということを経験の中を示して、その基準に基づいて各市町教育委員会へ配当される、こういう流れが教員の配当の国から県、市への流れであります。

先ほど、それに基づいた教員が竹原市に何人かという御質問でしたけれども、そういった御趣旨とは私の方が理解をしていませんでしたので、今ここに標準法に基づく今の基礎定数と加配定数合算については数字を持ち合わせておりませんので、また別途の機会で、これはすぐ事務局へ帰りましたらわかる数字でありますので、お答えをさせていただこうと思います。

議長（大川弘雄君） よろしいですか。

14番松本進議員。

14番（松本進君） 是非、標準法に基づく教員の配置といえますか、それをもう一度お知らせいただきたいというふうに思います。

それから、こういった代替教員のことを壇上で質問しました。びっくりしたのは、県内でいろんな事情があって、急に病気になって即代替の確保というのはなかなか難しいよという説明があったのですけれども、特に竹原市の場合は、県内で見ると一番長い期間小学校で配置できなかったということで私もびっくりいたしました。ですから、壇上で申し上げたように本来正規の職員で当たられると、そういった病気とかいろんな事態が起こった場合でも対応する必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、再度の質問では代替教員の、定数外で措置している加配教員等を臨時的に学級担任に充てたということですが、これは加配教員というのは正規なのか臨時なのか、そういった雇用形態と何人おられるのかをお尋ねしたい。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） その数字についても今手元に持ち合わせておりませんが、ですから今私が説明したのは、先ほど申しましたように、標準法によって県が配当基準を決めて各市町教委へ配当する、それには2種類ある。1つは学級数に応じた基礎定数、もう一つは研究推進とかに加配をされる加配定数、これがあるわけです。先ほど私が申し上げた事例は、その加配定数で配当されているもの、これは担任はせずにほかのことをするわけですから、それを臨時的、緊急的に担任をする教員が何らかの事情で休むようになった時にこちらへ持ってくる。加配部分は暫時ほかの教員で総合的に取り組みながら加配定数のものを基礎定数の方に持ってくる、そういう運用のことを申し上げたところであります。それが何人かというのは今持ち合わせておりませんが、事務局の方に帰ればすぐわかることとでございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） そこはまたよろしくお願ひしたい、報告をお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移りたいと思ひます。

次は、竹原市がつくった取組方針に関わってですけれども、先ほど壇上で言ったように、竹原市がこれまで業務の改善に取り組んできたけれども、抜本的な縮減になっていないという、そういった反省のもとに、こういった生き生きと健康で勤務できるような環境づくりをつくるんだという新たな決意、これは大変必要だというふうに私も思ひます。そこで、具体的に先生の業務だけれども、負担軽減が可能な業務について6項目ありますよと、これも事務次官通知で明記されていますよということをお願ひしました。それについて

て答弁では、そういう教師業務の負担軽減につながる6業務というのは、竹原市がつくった計画、取組方針では網羅されているよというような御答弁でした。ですから、そこでお尋ねしておきたいと思うのですが、文科省の事務次官通知の教員の業務だが、負担軽減が可能な業務ということと6項目申し上げました。それを言いますから聞いておいてほしいのですが、1つは給食時の対応が1つ、授業の準備が2つ目、準備はいろいろ順番があるのでしょけれど、3項目としては学習評価や成績の処理、これが3つ目、4点目として学校行事の準備、運営、4つ目、5つ目というのは進路指導、6番目として支援が必要な児童生徒、家庭への対応ということが、先生の業務だけれども負担軽減が可能な業務ですよということで、6項目をあえて上げておられます。市がつくったこの取組方針の、これは4ページにその内容が書いてあるのですが、確かに1項目(1)から7項目が書いてあります。それで、この中には先生の業務ということの中には入れてはいけない部活動の時間もごっちゃごちゃといいますか、今まで一緒にやったから事務次官通知が見逃されたのかなというふうに思いますけれども、部活動ではあとの時間の縮減もありましたけれども、先生の業務には入っていません、先生の業務には。もちろん事務次官通知に書いてあることであります。

それで、6項目の業務に限って質問しましたところ、この7項目の中に全部網羅されているよということがありましたけれども、具体的にわかりにくいのは、先ほど6項目を言いました。市がつくった取組方針の中と先ほど私が事務次官通知の6項目を上げた中で、給食時の対応というのが市がつくった中の何番目に入るのかと。それから、学習評価や成績処理という、これも先生の業務だけれども、負担軽減可能な業務というのがありますけれど、この7項目の中のどれに入るのかなということをお聞きしたい。それから、学校行事の準備、運営ということもありますけれども、同じく7項目の中のどれに入るのでしょうか。あと、進路指導とか、学習支援、子どもたちの支援というのは若干中に説明がありますけれども、給食時の対応、学習評価や成績の処理、学校行事の準備、運営等は市の計画の中のどこに入っているかお尋ねしておきたい。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） お答えいたします。

まず、これまでも業務改善につながる項目でる御説明をしてまいりましたけれども、竹原市としましては、例えば事業実績等の改正、出席簿の改正、長期休業中の休業日の設定、それから部活動の休養日の徹底、時間外在校時間の縮減、時間外勤務の実態把握、I

C T支援員やスクールソーシャルワーカー等の専門人材の活用，スクール・サポート・スタッフ等の事務支援員の配置，部活動支援員の配置，指導要録の電子化等，これまでこういった目標の中で達成をしていきたいということである御説明をしておりました。今，議員の御質問にあります，例えば給食時の対応としましては，今回策定をしました方針でいう市費による教職員の配置，校務支援員等がこれに該当する。それから，校務支援システム等 I C Tの活用促進，この校務支援システム等というこの方針でいう（２）番，こういったものには，先ほどの授業準備であるとか，成績処理，今完全には校務支援システムを導入しておりませんが，こういったところで読み取っていただければというふうに思います。

それから，もう一点……

（14番松本 進君「学校行事の準備」と呼ぶ）

学校行事の部分については，これも市費による教職員の配置等で例えばスクール・サポート・スタッフとか事務支援員というような形もございますので，研修等の見直し等での辺をまた読み取っていかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私も比較してわかりにくいから，読み取っていただけるということであったのですけれども，まず給食時の対応ということです。ここで市費による教職員の配置，市費で給食時の対応，先生方の負担を軽減しますよと。これは市費の教職員の配置で対応できるということで，ここは先生の負担軽減になるということではないということですね。具体的にそこは何人この市費での配置といいますか，されるのでしょうか。こういった学校給食時の対応というふうに見れば各学校があると思うのですが，そこで市費としてどういった対応をすれば，先生方の本来の業務だけれども，それを軽減する，それを市費として読み取ってくれということで何人でどういった予算になるのかを聞いてみたい。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） まず，市費による教職員の配置で給食時の対応ですが，校務支援員ということで給食の配膳の支援をしているということで，栄養教諭であるとか，学級担任が子どもと一緒に給食の配送があったところから教室へ持ってくる間の各学級への仕分けであるとか，そういった部分を学校の教職員でやらずに校務支援員または

用務員ということで現在市内の学校に配置をしておりますので、学校によっては2名のところもありますし、1名のところもあります。校務支援員がついていないところについては、用務員もその業務をやっているというような実態がございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私が聞いたのは、今把握しているなら、学校給食時の対応で各学校がありますから、そこに用務員なりが何人配置されているのかということを確認にお聞きしたい。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 校務支援員と用務員の配置については、細かな数字を今持ち合わせておりませんので、また後ほどお答えさせていただきます。

議長（大川弘雄君） よろしいですか。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 学習指導とか成績処理の問題、これは今答弁なかったように思うのですが、ここは全部網羅的に対応しているよということですから、具体的にどこに入って人の配置とか予算とかそういうのはどうなるのでしょうか。学習指導、成績処理の問題。先生方の負担の軽減というのはこういう取組の方針の中で具体的に何人配置してどういった効果があるのでしょうか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 学習評価、成績処理の部分については、我々の市におきましては、主には校務支援システム等ICTの活用促進の中にあります成績処理システムや通知表作成システムを導入し、効率的な運用を図る、またICT機器を活用した業務の効率化について検討を進めるというふうに表示をしております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） あとは学校行事の準備で専門スタッフの配置とかいろいろあったのですが、学校行事の準備、運営、ここについての先生方の負担軽減の具体的な内容についてお尋ねしておきたい。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 学校行事の準備、運営につきましては、先ほども申

しました、例えば学校用務員、こうした者が運動会の準備であったりそういったものを手伝っている状況もありますので、その部分については我々の方針で申しますと市費による教職員の配置、ここで処理をしているということで御理解をいただければと思います。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） それで、いろいろさっき言った市としての取組方針の中に7項目、先生の業務だけれども負担軽減になるような取組をしているよということで一応、一定の答弁がありました。

それで、私は最初の時にも、壇上の時に聞きましたけれども、市がこういった取組を今までしたけれども、余り抜本的な分になっていなかった。しかし、この取組方針で先生健康を含めた、決意を含めて縮減するのだということも述べられています。それで、大変気になるのは、取組方針で時間外勤務の削減効果はどうかということ、繰り返しいろんな面で尋ねているのですけども、今回具体的な7項目の取組をされるということで、この削減効果を具体的に示すことができませんという答弁がありました。ここはなぜそういうことになるのか、そこをもう少しわかりやすく。いろんな先生の業務というのは、先ほど具体的に14業務のうち先生の負担軽減につながるところだけを集中的にやりました。あとは学校の業務というのもあるのでしょうかけれども、その先生に関わる分を特に指摘して、今、長時間勤務を是正する必要がある、抜本的に取り組む必要があるということで、この取組をすれば今の時間外勤務というのは言われました2時間3分ですか、これがやっぱり今年度の状況ではあるが、幾らぐらい、何時間といますか、何分といますか、ここを示せないのはおかしいのではないかなと理解に苦しむのですけど、とにかくやってみると、時間がどのくらい縮まるかわからないよという理解にしかとれないのですけど、それでいいのでしょうかというのをちょっとお尋ねしておきたい。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 私は、先ほど時間については、時間外勤務の勤務時間が平成28年度に比べて縮減しているということは申しましたけれども、今議員御質問の中身につきましては、これをしたからこれが減るとか、そういうことができないところの難しさが学校教育にあるわけで、総合的にどうなるかという見方をしていかななくてはいけないのだろうと思っています。

議論が働き方改革の目的のところと若干ずれているのではないかと思うわけですが、学校における働き方改革は働き方改革推進法を踏まえつつ、教育基本法でありますと

か、学校教育法に定められた教育や学校の目的に基づく目標を達成するために行われる必要があるわけであります。すなわちこれまでの先生たちの勤務というのは、子どもたちのためであれば、どんな長時間勤務もよしとするという働き方は、ある種先生としての子どもたちのへ愛から生まれるところでありますけれども、子どものためであればどんな長時間勤務もよしとするという働き方を見直そうと。そういう働き方になるのは、教師という崇高な使命感から生まれてくるものであるわけですけれども、しかしながらその中で教師が疲弊していくのであれば、それは子どもたちのためにならないではないか、こういうことであります。したがって、教師のこれまでの働き方を見直して、教師が、我が国の学校教育の蓄積とこれまでの先輩たちの蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師自身自らの人間性や創造性を高めて、子どもたちに対してより効果的な教育活動を行うことができるようになるのだ、これこそが学校における働き方改革の目的でありますから、何をしたら何時間編み出したとか、編み出したら教員たちはもっと子どもたちと向き合おうとするので。例えば先ほど給食のスタッフのことを言いましたけれども、スタッフがいなかったら教員は給食の配膳から、あるいはその配膳の途中にノートを見たり、様々複雑な行動をするわけですけれども、スタッフがいらっしやることでそこに関わることがないから、だったらちょっと心配な子どもたちと向き合ってこの時間に話をしようかと、次の子どもと向き合う業務が発生するのです。そういうところが他の職場という失礼ですけれども、特に学校における教師を中心とする働き方改革では特徴的なところがあるということについては御理解いただきたいと思えます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 今、教育長が答弁された先生方の自主性、創造性という職務の特殊性といいますか、これは私も理解をするわけです。しかし、先生は残業は基本的には禁止といいますか、限定4項目に制限されていますけれども、あとは長時間やってきたのは先生の自主的な活動なんですよということで今までずっとやられてこられた。しかし、現実問題では先生の健康を破壊したり、過労死の状況になったり、そういった長時間の時間外勤務のことで子どもたちに本当に向き合う時間がとれなかった。そういった学力の質を向上させることになっていないよということが、こういった働き方改革の一番基本的なところだと思うのです。それでこの取組の方針でも先生の健康、生き生きと働ける職場といいますか、これを何としてもつくらなくてはいけないというのが、この竹原市の教育委員

会がつくった取組方針の基本的な精神といたしますか、内容だと思っております。それをどう活かしていくか、どう具体的に早期に取り組んでいくかということが大切だと思います。

あえてもう一回指摘したいのは、これは全国紙の6月20日の読売新聞の分ですけども、タイトルだけにしますけれども、日本の教員の勤務時間は最長だと。諸外国と比べての最長だということで、そこで何が負担になっているかというのは、事務が負担になっている、部活が負担になっている。これはこの2つだけしか書いていない、タイトルですから、見出しに書いています。先生の事務が相当負担になっている。先ほど言った給食、いろいろな問題なのです。あとは部活のことも、先生の業務ではないけれども、そういった先生方が自主的に取り組まれていると。しかし、今、健康破壊、過労死、そういった事態を招いている。ということで、何とかこれを解決しなくてはならないということで事務と部活、負担が、これは見出しだけですけれども、読売の見出しに書いてあります。ですから、これはやっぱり我々は真摯に受けとめて、どう先生方の健康なり長時間勤務を解決するかということに全力を挙げる必要があるというふうに思います。

次の質問に入りたいと思うのですが、大変心配なのは、1年単位の変形労働制の導入と、これはさきの臨時国会で採決強行されましたけれども、こういった問題で質問したいのは、事務次官通知のことも先ほど前提として取り上げて質問いたしました。こういった変形制の導入の問題で質問したいのは、文科省の説明でも変形制、1年単位はこの制度を導入する前提としては、先生方の恒常的な時間外労働がないことということが前提として制度の導入が議論されております。ですから、私は具体的にこの3項目の質問をいたしました。ここで3項目というのは部活の指導研修の精選、これの徹底を行うと、学期中の長時間勤務の是正といたしますか、3つ目は育児や介護等を配慮、これが必要ですよということで、1年単位の変形労働制導入する前提として文科省等もこういう3項目の是正といたしますか、恒常的な時間外労働がないことが前提ですよということが言われています。竹原市のこの取組を、今教育委員会が示した取組方針を早期にやって、こういった変形制導入について文科省の恒常的な時間外労働がないことが前提ですよということはクリアできるというふうに理解していいのでしょうか。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 恒常的な時間外勤務の状況をクリアできるかと、クリアしようと思って我々は学校における働き方改革取組方針を定めて、今年から3年間かけてそれを実現していく、こういう方針でありますので、クリアできるかできないかという、クリアす

るように精いっぱい努力をしてみたいと思いますし、先ほどの1年間の変形労働時間制をするための導入の前提としてというので言いましたら、私どもの方が把握しておりますのは、夏季休業期間中の長期の部活動休養期間の設定や部活動指導員の一層の活用による教師の部活動指導時間の縮減、これは先ほどとりあえず3名を任用して取り組んでいるといったところで克服といいますか、取組中でございまして。2点目は中学校体育連盟の部活動が参加する大会等の主催者への日程希望と大会のあり方の見直しの検討、これは先ほど御説明したように中体連の方が改善をしておられるところでありますし、あるいは3点目の夏季休業期間中の業務としての研修等の精選、受講しやすい環境の整備ということは、これも先ほど御説明しましたように、本市教育委員会の主催する約3割については精選をして見直したということで、事務次官通知で示す、この答申における導入の前提の3点については鋭意取り組んで解消に努めている状況ができていると、こういうふうに申し上げたいと思います。また、育児や介護の事情にというのは、おっしゃったように配慮する事項として述べてありますが、このことにつきましても、家庭の事情等で介護休暇を取得する教員についてはそれを認めるようにできておりますし、また育児につきましても、育児休業から復職した後も短時間の育児時間、部分休業時間、こういうものも適切に活用して、可能な限り育児ができやすい環境というものを整えているところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） さっき言った導入の前提として、事務次官通知のことを3項目申し上げました。部活や学期中の長時間勤務の是正や、育児等の配慮ということ、これをきちっと対応するということが前提ということが言われています。そこで恒常的な勤務時間、恒常的な時間外労働がないことという前提のことを私は申し上げました。それで、国の分の議論を見ても、どこかの教育委員会の分では45時間を下回るような取組の前提、先生の時間外勤務、これは45時間を下回るような取組をするという、その前提といいますか、だから恒常的な時間がないというのをどこまで見るかということもいろいろあるのですけれども、少なくとも月の超過時間外勤務が45時間を下回るような状態、これをつくり上げるということが前提になると思うのですが、その点はどうでしょうか。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） これは取組方針の中で3年をかけて、45時間を超える教員が3

年後にはゼロになることを目指しているというふうに明示しているところでもあります。

議長（大川弘雄君） 松本議員，最後の質問になります。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 最後にしたいと思うのですけれども，私は1年制の新しい労働時間の変形制の導入を前提として3つの問題のクリアといいますか，課題を是正しなくてはいけないということは申し上げましたし，文科省の分でも恒常的な時間外労働がない状態，ないことが前提だということも言われて，市の取組方針の方は，先ほど教育長が言われたように，残業時間が1カ月45時間を超える人がゼロになるような目標ということで頑張るという取組です。私が今質問したのは，文科省のやりとりの中で恒常的な時間外がない状態，少なくとも45時間を下回る，私は1日8時間や10時間を超える分をゼロにを目標にしなくてはいけないと言ったのですけれども，少なくとも先生方の時間外勤務が月に45時間を下回るような取組，これがさっき言った3つの課題，これをクリアすると。45時間を下回るような状態をつくり上げるということがこういった新制度の導入の前提とこの理解でいいのではないのでしょうかということを確認しておきたい。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 同じような答弁になって恐縮ですが，ですから先ほど申し上げたように3年間の計画の中で45時間を上回る教員がゼロになるように，それについて取り組んでいく。こういうことを，繰り返すようですが，市として目標にして取り組んでいるところでございまして，そういう取組方向が，仮に県の方で条例の改正をされまして，変形労働時間が活用できるようになったとした時にも，先ほど申したように，そういったことを前提とした取組が進んでいるので特段の支障はない，こういうふうに考えております。

議長（大川弘雄君） 以上をもって14番松本進議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により午後2時50分まで休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時49分 再開

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番，宇野武則議員の登壇を許します。

13番（宇野武則君） それでは，通告に従って一般質問を行います。

NPO法人ふれあい館ひろしまについて再度お伺いいたします。

平成20年4月、社会福祉課施設係で運営されていた病後児保育事業及び地域子育て事業、2事業が同館へ委託。平成21年4月、福祉保健課健康対策係運営の自殺対策事業、同教育委員会運営の教育相談員1名が委託。平成23年、福祉課子ども福祉室運営の一時預かり事業補助事業委託、合わせて計5事業が順次ふれあい館に委託されております。市直営で正常に運営されていた各事業がどのような理由でふれあい館に委託されたのか市長に伺います。

小坂政司元市長は、就任1期目で多くの関係者の反対を押し切って、東西幼稚園を合併。その主たる理由は何であったか市長に伺います。

市は平成31年2月、小学生を対象にアンケート調査。子育てに不安や負担を感じる家庭が約60%を占めると答弁されているが、令和元年9月13日新聞報道では、広島市子育て調査は、乳幼児、子育てに楽しいと感じますか62.4%、子育てに楽しいとつらいが同じぐらいが30.4%、子育てにつらいと感じるが3.3%、小学生、子育てに楽しいと感じる方が多い55.6%、子育てに楽しいとつらいが同じぐらいが33.5%、子育てにつらいと感じることが多いが4.8%、市の調査とは結果に相違点が多いと思うが、その理由は何か伺います。

ふれあい館は少子化により利用者は減少傾向にあるが、一定のニーズもあるので子育て家庭に対する支援としては有効な取組と考えていると答弁されている。現西保育所49名、中通保育所38名、竹原西幼稚園43名が通所通園している2所1園の幼児数は、ふれあい館より安定した人数が確保されている。3地区住民のニーズが解消されたので3施設合併とも理解されるが、3施設合併の目的とあわせてふれあい館継続の整合性について市長の御認識を伺います。

次に、ふれあい館本部設立所在地、代表者、市への届け出年月日は。

本部運営の予算は寄附金、会費と答弁されているが、公金約2,000万円と寄附金、会費の分離決算が法的条例上可能か市長の御見解を伺います。

ふれあい館発行の施設案内文書が市社会福祉課子ども福祉係に配布依頼の文書が提出されているが、平成30年に続き31年3月29日も決裁されている。同文書は自治会を通じて各戸に配布。配布された地域と枚数、印刷代金について伺います。

あわせて、同館開所以来、少子化は一段と進行、市内運営されている全施設では全て定員割れと伺っているが、ふれあい館のみ公金による差別的優遇措置は問題ではないのか、

市長の御見解を伺います。

次に、決算書の不明な点について伺います。

平成28年、一時預かり補助事業284万円に別途事業費として8万521円が収入に記載されている。この事業費とはどのような予算か伺います。

次に、地域子育て支援拠点事業、ひろば型。

平成29年、補助金968万円に対し、使用料102万700円、平成30年、委託費977万8,000円、使用料89万9,850円、上記委託費支出について市長の御見解を伺います。使用料は減って委託費が増えているということです。

次に、子育て支援拠点事業、一般型。

平成27年、委託費917万3,000円、基本として518万9,000円、加算122万4,000円、続いて加算276万円、2件加算とはどのような内容の予算か伺います。

次に、病後児保育事業について伺います。

平成27年、委託費517万円、使用料22万7,500円、平成28年、委託費515万7,000円、使用料16万4,000円、平成29年、委託費514万7,000円、使用料14万4,300円、平成30年、委託費513万7,000円、使用料10万1,400円。委託費に対する利用者数は年々減少していることは数字から明らかで、予算の有効活用のため、事業の再検討について伺います。

次に、自殺対策緊急強化事業について伺います。

平成21年、委託費100万円、委託費は全額県費と伺っているが、現在委託費は年額30万円に減少されている。いつから減額されたのか、その理由について伺います。

平成30年国調による19歳以下の自殺者の数が発表。自殺者は599人、前回より38人増であります。理由として、学校問題188人、33%、健康119人、21%、家庭問題116人、20%となっている。学校問題では、学業不振57名、進学悩み46名、学友との不和27名となっている。小学校では男女とも家庭問題に起因が多く、中学生以上の男子は学業不振、女子は親子関係の不和、高校以上は鬱病が最多となった。

現在、自殺対策についてふれあい館に委託、平成27年、対面相談、年7件、電話相談、年221件、月18.4件余であります。平成28年、対面相談、年10件、電話相談、年224件、月18.6件余であります。相談窓口の再検討をすべきと思いますが、市長の御見解を伺います。

次に、平成28年、子育て支援拠点事業、一般型の決算で、旅費交通費として15万6,920円のうち、児童送迎費として9万1,800円、平成29年度では11万4,410円、事業3件中、児童送迎費金額不明、平成30年度では30万3,810円、5事業中、児童送迎費が不明であります。同事業の支出額が明示されなくてよいのか。あわせて、児童送迎は誰が担当されたのか、道路交通法には問題ないのか伺います。

最後に、ふれあい館への5事業、委託費約2,000万円、9月議会で指摘のとおり、事業数が相当拡大されているが、ふれあい館の自主裁量によるものか、あるいは担当課の承認によるものか伺います。

次に、今榮敏彦後援会公報について伺います。

住みやすさへの挑戦、元気な竹原市として人を活かす、地域を活かす、市民の声を活かす、歴史文化を活かす、前段で表明。後段では、重点項目として魅力の発信、観光人口150万人ほか、老朽化した公共施設の整備、市役所庁舎移転ほか、農業の活性化、就業支援の強化とブランド化の支援、安心して暮らせる共生社会、子育て支援、医療ほか、教育文化の振興、小中学校教育の充実、行政機能の活性化、適正人事、職員のやる気の喚起と人材育成と市民に訴えておられる。市長のプロフィールを含め前記文書は市長自ら作成し後援会に提出されたものと思いますが、市長はどのように認識されているのか伺います。

行財政改革について伺います。

市長は令和元年5月、竹原市行財政改革経営強化方針アクションプラン及び財政健全化計画（案）2019年から2023年を発表されました。2案ともに計画期間は5年間です。具体的に何を優先的に取り組まれるのか。前記（案）では全く不明です。市長は、今後どのような姿勢で行財政改革に取り組まれるのか伺います。

以上、壇上での質問を終わりますが、答弁次第によっては自席で再質問させていただきます。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 宇野議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目のNPO法人ふれあい館ひろしまについての御質問でございます。

御指摘の病後児保育事業など5事業につきましては、共働き世帯やひとり親世帯などが増加し、子育てに関するニーズが多様化した中で、休日などにも対応できるふれあい館ひろしまをはじめ、市内各こども園や医療機関等の協力を得て委託等により実施していると

ころであります。これらの事業につきましては、少子化などにより利用者は減少傾向にあります。一定のニーズもあり、子育て家庭に対する支援の一つとして有効な取組であると考えております。これらの事業の内容に見直しの必要が生じた場合には、受託者等と調整を行いながら適切な対応を行ってまいります。

事業の委託先であるふれあい館は、平成19年7月4日に広島県に対してNPO法人としての設立申請がされ、平成19年10月5日に認証されております。毎年度の市からの委託事業については、事業ごとに実際の収支に基づき決算が適切に行われており、またふれあい館全体の決算については、実際の収支に基づき適切になされておられ、その旨監査報告がされております。

ふれあい館の決算書については、平成28年度一時預かり事業の収入科目として事業費、また平成29、30年度地域子育て支援事業の収入科目として利用料と記載がありますが、具体的には利用者負担額であります。

ふれあい館の施設案内については、年度当初に市の広報紙とともに市内全戸約1万500部配布されているところであります。印刷代は6万6,000円ですが、ふれあい館が市の委託料の中から適切に支出しております。

また、地域子育て支援事業委託費にある2件の加算についてであります。地域支援として地域の高齢者や異年齢児童との世代間交流や放課後健全育成に向けた事業を行っていることから、基準額が委託費に加算されたものであります。

ふれあい館が支出している交通費については、平成29年度11万円余りのうち、児童の送迎費は4万6,000円余り、平成30年度30万円余りのうち、児童の送迎費は4万3,000円余りとなっております。この送迎については、ふれあい館スタッフが実施しており、交通安全に十分配慮して子どもの安全を第一に行われているものと考えております。

次に、広島市と竹原市とのアンケート調査の結果につきましては、まず本市においては、現在作業中の第2期子ども・子育て支援事業計画策定に当たって、小学生までの子どもがいる家庭を対象に子育てに係る負担・不安についての質問をしたものであり、約6割の方から負担や不安がよくある、時々あるとの回答を得ております。一方、広島市の質問は、子育てについての楽しさやつらさについて問うものであり、両市の質問内容に違いがあることから、回答結果においても違いが生じているものと考えております。

次に、自殺対策のための取組につきましては、平成21年から国が自殺対策を緊急に強

化したことから、広島県をはじめ各都道府県において、基金を財源に地域自殺対策緊急強化事業を実施しております。広島県においては、平成27年度からは自殺対策強化補助事業として補助率が10分の10から2分の1に変更されたことに伴い、本市からの補助金も減額しているところであります。

自殺対策には、精神保健の視点や社会的、経済的な視点を含む包括的な支援が必要とされており、国、県、市、医療機関等に複数の相談窓口があります。自殺の原因や動機については健康問題や失業、多重債務、長時間労働などの経済や生活、家庭等に関する悩みが複雑に関係しており、支援が必要な人が気軽に相談できる窓口の設置が必要であると考えております。本市においては、市民に身近な相談機関の一つとして、ふれあい館で電話相談、面談相談を行っており、この窓口は市民に認知され、継続的にかつ有効に利用されているものと考えております。

次に、東幼稚園の西幼稚園への統合については、少子化による園児数の減少が続く中、人格形成のためには一定規模の集団が必要であるとの方針に基づき、子どもにとってよりよい教育環境を整えるため、平成15年から東幼稚園の園児募集を停止したものであります。それまでの経緯としては、平成7年に設置の竹原市行財政改革推進懇話会などからの提言などを踏まえて、少子化が進む中での今後の幼稚園のあり方を検討し、関係者への理解を得ながら休園に至っております。今後も、本市の就学前教育・保育や子ども子育て支援については、多様化する保護者のニーズに対応し、関係機関と連携しながら教育・保育の質の向上を目指し、充実を図ってまいります。

次に、2点目の御質問でございます。

私は一昨年の市長選挙において、少子高齢化と人口減少が進行する中でも、竹原市に生まれてよかった、住んでよかった、帰ってきたい、住んでみたいと思える元気な竹原市を実現させるために立候補いたしました。就任直後から速やかに政策を推進してまいりましたが、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興や、財政健全化の取組を進めることとしたため、政策推進の優先度に見直し等を行ったところであります。

元気な竹原市を実現するための政策につきましては、今年度からスタートした第6次総合計画のたけはら元気プロジェクトに位置づけ、前期基本計画の5年間で重点的に推進を図ることとしております。今後、これを着実に実行し、持続可能なまちづくりを進め、にぎわいと活力のある元気な竹原市を実現してまいります。

次に、3点目の行財政改革についての御質問でございます。

本市におきましては、今後厳しい財政状況が続くと見込まれる中、将来にわたり持続可能な行財政運営を推進していくため、竹原市行財政経営強化方針及びそのアクションプランを策定し、推進しているところであります。このうち、弾力的かつ収支が均衡した持続可能な財政構造の確立が喫緊の課題であることから、事務事業の選択と集中、人件費の見直し、受益者負担の適正化など、財政健全化に資する取組を優先的に進めております。

財政健全化計画におきましては、財政収支の黒字化と、計画最終年度における12億円以上の基金残高の確保を目標として掲げているところであります。

平成30年度決算におきましては、基金残高が引き続き減少する厳しい財政状況であることに加え、経常収支比率が100を超え、財政構造の硬直化がより一層深刻となっており、思い切った事務事業の見直しが必要となると考えております。

今後におきましても、財政健全化計画などに掲げる目標を達成するため、前例や既存の手法にとらわれず、経常的支出の適正化に取り組み、「元気と笑顔が織り成す暮らし誇らし、竹原市。」の実現に向けて行財政経営の強化を図ってまいります。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 議事進行について。

ただいま御答弁をいただきましたが、予算に絡むものでございますので、是非議長において調整していただきたいと思っております。

まず、1点目に本部設立年月日、ふれあい館のことです。それから、所在地、代表者、市への届け、寄附金、会費の額、人数でございます。私は前回もこの問題を質問いたしましたが、答弁はいただいておりますので、今回改めて質問したわけでございます。多額の委託費を支出しておりますので、是非この中から事業に対して、特に自殺対策については2年間にわたり多額の予算が繰り入れられている。これは本部会計からということでございますので、この質問の内容について議長の方で整理をしていただきたい。

それから、ふれあい館発行文書についてであります。今公立と私立で11ヶ所ございますが、ちょっと調べておりますが、全部大幅な定数減であります。そういう中で、公金によるふれあい館のみ1万5,000部の自治会を通じての配布は、ここが増えれば、なおさら現存の施設がマイナスになるという問題がありますので、これは差別ではないのかということで質問いたしております。その答弁をもらっていないのですが。

それから、今送迎の金額が大分違うのですが。私の資料では、27年、子育て支援拠点

事業，一般型として，平成27年，旅費交通費，児童送迎費として7万6,950円，平成28年9万1,800円，29年，30年は5事業ですが，全くこの2年間は金額不明であります。5事業ともに金額が明示されていないのですが，これが公文書として通るのかどうか。それから，運転者は誰かという質問をいたしておりますが，それもお答えがなっておりません。

それから，道路交通法の問題です。ないのか。特に栽培センターにある食事をつくっている会社がありますが，あそこらは大きく前へ送迎用と書いておりますし，先般介護施設の運搬しておられる運転手さんにちょっとお会いしたら，交通安全講習を受けないと二種があってもできないのだというようなお話もあったのですが，これは3年間西小学校からふれあい館へのバス移動であります，当然子どもはふれあい館は有料でございますので，そこらの問題について全く答弁がないのですが，この点についてお伺いしておきます。

それから，適正に監査をされて報告をされているということでございますが，監査人は外部か内部か，どちらの方がやっておられるのか，あわせてお伺いしたいと思います。

議長の方で整理のほどよろしく申し上げます。

議長（大川弘雄君） 確認します。

宇野議員，今のは議事進行ということで受け取ってよろしいですか。

13番（宇野武則君） 詳細に説明いただきたい。

議長（大川弘雄君） それでは，本人から議事進行がありました。

内容は，通告に対する答弁漏れということであります。4点，5点ですかね。4点ありましたので，それが答弁が漏れたのですかね。

議長から宇野議員へ確認します。

これは議事進行の内容を踏まえて，答弁漏れですので，再質問の中での展開は難しいですか。

宇野議員。

13番（宇野武則君） これは相手がおりますので，ここでつけ足して答弁するわけにはいかないのですよ。議長からあえてそういう要請があれば，それは後日でも結構なのですが，事公金ですからね。何十万円単位の支出が，私は不明だと言っておるのですから，それを相手の方に確認しないと，私はわからない問題だろうと思っている。ここでつけ足して，答弁して，ああ，そうですかというわけにはいかないのですよ。

議長（大川弘雄君） それだと、どちらにしても今の今という確認はできませんので。

それでは、議長の方で質問内容の確認と答弁の調整をしたいと思います。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後3時19分 休憩

午後3時19分 再開

議長（大川弘雄君） 再開いたします。

議事進行がありました。答弁漏れということであります。

質問の内容の精査と答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後3時19分 休憩

午後3時59分 再開

議長（大川弘雄君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、時間を延長しておきます。〔午後3時59分〕

休憩前にて、宇野議員から答弁漏れの指摘がありました。休憩の中において、双方の調整をしましたので、執行部からの答弁を求めます。

なお、残時間はあと一時間となっております。よろしく申し上げます。

答弁。

福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 時間を要しまして申しわけございません。先ほど、答弁漏れという御指摘に対して確認をいたしまして、答弁させていただきます。

まず、ふれあい館の設立当時の所在地でございますけれども、これは今の現在地ということで中央2丁目の4番3号になっております。また、当時の理事長は岩本正則氏でございます。

次に、ふれあい館のチラシの件でございますけれども、特別扱いでなかろうかといったようなことでございますけれども、ふれあい館ひろしまに委託をしております各種事業につきまして、子育て世帯に広く周知を図るため、社会福祉課でチラシを受理し、広報紙とともに配布をしております。これは周知をするということが目的でございます。他のこども園などに委託をしている子育て事業の周知については、広報たけはらの行事予定の欄にそれぞれ記載をし、周知を図っているということで、周知方法は異なりますけれども、それぞれの委託事業について周知をしているといったところでございます。

最後に、送迎の関係がございましたけれども、放課後子ども活動の送迎については、その

活動の一部として送迎をしており、利用料等も取っていないということでございますので、特段の制限はございません。送迎自体を業務とした場合には様々な規制があるというふうに思いますが、そういった特に制限はございません。

以上です。

議長（大川弘雄君） よろしいですか。

13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 今回のこの問題について、これは後からまたやりますが、市長に行政運営の基本中の基本と言われると思いますが、中立、公正、公平が基本だと思いますが、改めて市長の御認識をお伺いしておきます。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 行政執行において、議員御指摘のとおり、中立、公平であることは異論のないところでございます。現在もそのようなことを念頭に行政を進めておりますが、引き続きそのように進めてまいりたいというように思っております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 今、東西幼稚園は、答弁では一定規模の集団、教育環境を整える、平成15年、東幼稚園を募集停止、関係者の理解を得ながら休園に至ると答弁されておりますが、おそらく市長も当時もう幹部職員ではなかったか。この議場がいっぱいになるぐらい、保護者、地域住民や組合員が強力な反対運動をやりまして、議会も選挙を控えて厳しい、厳しい選択を迫られたのです。しかし、私らは将来の少子化に対する、こういう時期が来るのだらうなという、また小坂市長の経営感覚を認めまして私らも賛成いたしました。しかし、残念ながら同僚議員は地元から総スカを食って落選した方もおられると。そういう重みがある東西の幼稚園の統合だったということを我々は忘れてはいかないと思うのです。しかし、その同じ市長がふれあい館を企業に賃貸借をしながら開設したということについては大変残念であった。私は18年に議員を引退いたしました。ちょっと小坂政司市長と同じように歩いた方がよかったかなという、今大変に反省しているところでございます。そういう点について、今市長が答弁されたように、やはり行政運営は絶えず中立、公平でない、そういう見方、やり方によってはひずみが出るのです。同じ市長が1つは合併し、1つはそういう施設を増やすということは、その施設がどうあっても、それまでは市が運営しておったわけですから、誰かが無理やりが入ったのかなというように、今はやりの国の方の言葉でいえば付度があったのかなというように思っています。

して、今後そういうことがお互いにならないように戒めていかななくてはならないというふうに思っております。

これは平成20年に委託事業が、21年に正式に委託をされて、4年後には180万円、現在の家賃が設定されたわけであります。当時3年間でだった3割前後が毎年上がって180万円になったという経緯がありまして、私はこの問題について大変厳しゅう指摘したところでございますが。実際他の資料では、今壇上で申し上げましたように、平成20年4月に病後児保育と地域子育て支援拠点事業、21年4月に地域自殺対策事業と教育相談事業が、それから平成23年4月に一時預かり事業、計5事業が委託されているのですね。やっぱりこういうところを情報公開請求でしたわけですから、公文書の取り扱いというのはもうちょっと同一、ちゃっとしたものでしていただかないと、こっちの文書とこっちの文書が違うということでは問題だろうなというふうに思いますが、その点について確認しておきます。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 言われるとおりでというふうに思いますので、そういった文書等の保管等をやはり適切に行っていきたいというふうに思っています。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） それから、アンケート調査、市の調査では子育てに不安や負担が約60%ということでございます。こういう調査を公表されますと、やっぱり不安の方を増幅させるのではないかと。国を挙げて子育てあるいは少子化対策を今進めているさなかでございますから、やはりこういう一方通行的なアンケートを公表することは非常に問題があると思うのですね。一方、壇上で言いましたように広島市は幅広く、ある程度子育ての中立的なアンケート調査をしておられる。それが壇上で説明したとおりなのであります。子どもを授かった、それが不安だ、負担だというようなことを、行政がこういう文書を出すことは非常に問題があるのではないかとというふうに思いますが、そこらの認識について伺います。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 子育てアンケートの件でございますけども、このアンケートについては、現在来年から5カ年の子ども・子育て支援事業計画を策定するために、その前段としてアンケートをとっております。計画を立てるためには、要は現状をどのぐらい把握するかということが大事だというふうに思いますので、やはり負担に思っていることで

すとか、どういった計画になったらいいとか、様々な観点からアンケートをしておりますので、その一部として紹介をさせていただいたというところでございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 一部なら一部も、ついでに併合して答弁してもらわないと。答弁はこういう答弁が来ると、やっぱり一方通行的に思わざるを得ないのです。

それから、今後も間違いなしに少子化がどんどん進んでくるわけですが、これは市長にお伺いしたいのですが、ふれあい館の継続については何を基準にやるのか。今度は福田を含めて、大井で5ヶ所があくわけですね。先般、私11月30日に西保育所に今田先生も一緒に行ったのですが、遊戯場に父兄の両親、おじいさん、最後だということで市外からも来られたのだらうと思うのですが、入り切れないだけ、はみ出て。こういう場所で子どもに、3歳以上になると心身ともに非常に発達しまして、双方自分の名前を言って歌を歌ったり踊ったりする、子どもたちと遊戯場に行って、じいちゃんばあちゃんと見ている光景というのは、非常に子どもにとって貴重なものだと思います。こういう5ヶ所の中に、今のふれあい館は、市長は山の幼稚園、東京に行かれて山梨の知事が代表になって、広島湯崎知事と島根の知事さんが副会長になって、おそらく市長も行かれたのだらうと思うのだが、竹原市の名前が載っておりました。そういう5ヶ所の中のどれかいい施設を、やっぱり畑とか山の近くがいいのではないかと思うのですがね。賀茂川こども園なんかは、野菜なんかをとって一生懸命つくっておられます。そういうものは、大きくなっても必ず頭の中に残っておりますので、やっぱりあの箱の中で子どもを育てているというのは、私は最悪だらうと思うのですが、その点について、市長、今後移転の方向は考えられるのかどうか、お伺いしておきます。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 事業をどこですべきかという適地の判断については、様々、個別に子ども・子育て支援事業の性質から判断しなければいけないというふうに思っております。議員が御提言をなさいました遊休施設の利活用の観点からというふうに受けとめさせていただきますけれども、この点についてはやはり検討の一つの要素というふうには認識をしております。事業のその実施方法、実施場所等については、どの事業もそうではありませんけれども、その事業効果が上がるべくいろんな検討をする中で、特に子ども・子育て支援事業につきましては、事業計画を定めながらその子ども・子育て支援事業を実施するという前提がございますので、その中でいろんな判断をしていきたいというふうに思っ

おります。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 今の宣伝文書に若干関わるのですが、平成28年に子どもの公立6園あるので、それから私立5園が、定員数が405人に対して入所数が252人なのです。今まだ開いているのではないかと思うのですが。私立は5園で280人の定数に対して、入所数は233人であります。こういう状況でありますので、この定数に対する入所数の数はまだまだ減るのではないかと。北部の方でも、もう一桁台、1人だ、2人だというような声も聞こえてきますが。そういう中で、今、市長の答弁をいただきましたが、私はこういう大きな文書を1万5,000部も配って、よそも何か広報で入っておりますというような、それは格が違うのだ。このように大きいのだから。これ従業員の氏名も皆書いている。私は宣伝で書いているのかどうかと思ったりしているのですが。こういう文書を1万5,000部も発行して、それは他の施設も入っているのですというわけにはいかないのですよ。だから、例えばこのふれあい館は、この文書によって3人でも5人でも増えたら、ここの数はもうちょっとまた広がるのです。だから、そういう施設も施設やから、余りこういうものを行政が深入りするものではないと思うのですが、その点についてお伺いしておきます。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） チラシの件でございますけども、周知の方法については様々な方法があるというふうに思いますので、経費的な面もあると思いますので、その辺は工夫しながらやっていきたいというふうに思っています。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） こういう文書をずっとこれからも配るといふのなら、法的にもどうかというのを一遍検討してみないといけないのだが。

それで、ここへ平成27年の一時預かり事業の補助事業がありますが、補助金284万円、保育料が222万4,400円であります。利用者数は年が1,905人です。開所日数は334日です。28年が、補助金は一緒ですが、保育料は149万5,100円。これ利用者数が1,352人。27年から28年のマイナスが553人です。保育料減が72万9,000円となっているのですね。29年が補助金が284万円、保育料が113万6,550円、利用者数が956人。マイナスが396人、金額が35万8,550円になるわけでございます。27年から29年の利用者は946人減で

あります。補助金は同額であります。利用者の減少による補助金停止の基準はあるのかなのか。

参考として、福山市なんかは福山市障害者補助金、一定の人数が下がった、約半分ぐらいになって、それからよそとの施設の整合性が保てないということで、これ皆打ち切っているのですね。府中市も出産支援金廃止、ここはネウボラの方へ移行したわけですが、一定の基準を超えたら、やっぱり少子化は間違いなしに進んでいるので、こういう施設をずるずる続けていると、時代に対応した本当の子育て支援策ができないのではないかという懸念があるわけです。どこでも、広島県のいろいろなところで新聞報道をされますが、小学校、保育所、統廃合の基準というのは大体何%とか。一番わかりやすいのは、公立の高等学校が80人を割ったら合併あるいは休校というような基準が広島県にちゃんと出ておりますね。やっぱり行政というものはそういうことにしないと、次の時代がどんどん変わってきておりますから、子育ても。だから、次のステップに行かれないのではないかという懸念もあるわけですが、そこらの点について伺っておきます。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 一時預かり事業の委託料の積算とも関連しますけども、一時預かり事業、国の補助を受けて実施をしているといった状況でございます。それには国の方で実施要綱をつくっておきまして、委託料等の基準も定められております。一時預かり事業の運営費として、一般型として、これが900人から1,500人未満については297万円というような額の基準が定められておりますので、この段階は一番少ない段階でいきますと300人未満、これが8段階に分かれて、今の本市の現状では3段階目の900人以上1,500人未満、これが297万円となっております。その基準をもとに委託料を算出しているということで、900人以上1,500人未満でございますので、10人、20人減ったとしても、なかなか委託料の方にはね返ってこないといったようなことがありますので、そういった国の基準で委託料を算出しているといったような状況でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） いや、今の答弁なら、それ以下で子どもが減になったら、どういうふうに対応するのですか。減になってもまだ続けるということか、国の基準を下回ったらやめるということですか。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 先ほども申し上げましたけども、一番少ない区分としては300人未満、次が300人以上900人未満ということでございますので、それに合わせたような格好の委託料を積算して委託をしているということでございます。事業の見直しにつきましては、事業効果ですとか、人数等もございますので、そういった利用状況も判断いたしまして、事業を継続していくかどうかというのは判断してまいりたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） いつもそういう答弁をもらうのですが、国の基準が地方にとっていつも正しいわけではないのですよ。国が全国一律にやるから、だからそのようなものを竹原の少子化がどうなってどうかというのは国なんかわからないのよ。だから、そういうものは自治体の判断に任されているのよ。何も国の言いなりになって、右倣えって1列に並ばなくてもいいわけだから。特に今言うように、子どもは、あそこの施設はもう駐車場もない、遊戯場もない、それから子どもが遊ぶグラウンドもないところで育つ方がいいのか悪いかということになってくるのよ、最後には。そのようなものはいいですと言う者はおらんだろうが、あっこに。もっと現状を把握して、何であそこへ固守しないといけないのか、家賃払って。あなたらの退職金で払え、では。そのようなものではないだろうが。どっちにしても国の金だろうが、県の金だろうが、税金よ。だから、子どもらに本当に一番いいベストの幼児教育をやるのが政治の責任ではないか。だらだらだらだらこんなものを引っ張って行ってどうするのか、今から。大事な子どもが、2番の質問にあったように80万円に、物すごい下がっている、あれだけ手当を厚くしても。そこらはもうちょっとあなたら、我が事として考えないといけない。

私はかつて20年間、教育と福祉は一回も言ったことがない、この議場で。それは福祉は国が定めるものがほとんど、それを準用していかなくてはいけないというものがあって、教育は先生が4年も5年も勉強して、教師として採用されて一生懸命やるのだから、我々は教師の応援部隊だと思ってきたんだ。だから、20年間一回も言ったことがないのだが、地域地域によったら宇野さん来てくれえという電話があるから時々行くのだがね。そういう子どもたちが、竹原のあそこで学んでよかったというような、私ら戦後だが、5歳ぐらいの幼稚園の、おふくろが、幼稚園に食べ物を持ってくるのだが、皆きゅうきゅう言っていた時代だから食料がない。それでも、今覚えているのよ、芋でも何でも蒸してきてくれたのを。だから、そういう場所を提供しないと、行政は。あの箱の中で、日が照つ

たら、もうカーテン閉めて、そういうところでやったら教育にならないのよ、実際は。だから、スポーツ庁が調査しているように、どんどん子どもが運動したら、小学校に行ってもそれを継続していくというのだ。体力も知力も伸びると。だから、そういう答弁を固守してやらずに、もうこういう時期だから前向きにしないと。何で200万円も家賃を払わないといけないのか、ただのところは幾らでもあるのに。

私が今壇上で言った、平成29年、地域子育て支援拠点事業、ひろば型というのがあるのですが、補助金が968万円、使用料が102万700円、30年がやっぱり977万8,000円、使用料が89万9,850円ですね。それで、何でこうなるのかと思うのですが、使用料は12万円減になっている。そして、補助金は9万8,000円増になっているのよ。ちょっと普通の経営感覚からいったら逆だがなと思うのですが、前年度、29年と30年のこういう予算よ。使用料は減っているのに委託料は増やしている。こういうような予算の組み方というのは、どこで決定されるのですか。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 子育て支援拠点事業でございますけども、これも委託で行っておりますけども、これも先ほど言いました国の実施要綱の基準に基づいて委託料を積算しております。額が変わったことございますけども、今ははっきりわからないんですけども、単価が変わったか、あとは加算分が増えたか。また、この子育て支援拠点事業についてはふれあい館だけでなく他のこども園も委託をしていますので、そういったことで変更になったのではなかろうかと思っておりますけども、その辺ははっきりわかりませんが、積算については実施要綱に基づいて積算をしているといったような状況でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 納税者から見たら余りよろしくない状況ですから、もうちょっと真剣に考えてやらないとね。

それから、子育て支援拠点事業の今度は一般型というのがあるのですが、917万3,000円が委託費で、委託の基本が518万9,000円、加算として122万4,000円、それで同じ加算として276万円があるわけですが、これは初めての事業ですよ。何かいろいろ書いておりましたが、これはどうしてこういう、後先はこうやって一般型、これは28年なんかは同じ予算ですが、こういう繰入金というのが11万1,349円あるわけですが、この繰入金ですが、ただの繰入金、どっから繰り入れたのか、全くわからないのですがね。この加算の事業について、お伺いしておきます。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 子育て支援拠点事業でございますけども、これは答弁書で申し上げたと思うのですが、加算については地域の高齢者や異年齢児童との世代間交流、あとは放課後健全育成に向けた事業を行っているということで加算がされているといったようなことでございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） これは2つに分かれているのですが、どのぐらいの人が参加して、どのようなものを行ったのか。もうちょっとわかるように説明してもらわないと、何百万円とって使っているわけだから、そこらを。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 先ほどの加算の事業の内訳でございますけども、手元に資料がございませんので、また後ほどお答えをさせていただけたらと思います。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） これずっと資料をとったのだが、初めての事業やね。こういう場合は、市との協議があるのかどうか。こういう事業をやる。9月議会でも言ったように、大体正式に委託したの5事業だが、この名称が全部違うのは12事業ぐらいある。その都度、市の方の担当部に相談があるのかないか、単独でやっているのかどうか、その点を伺っておきます。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 委託事業でございますけども、これはやはり加算の事業といえども経費がかかるということでございますので、当然市と事業者の方で協議をしながら進めていくといったことになります。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 次に、病後児保育についてです。

27年が委託費が517万円、使用料が22万7,500円、市内1日が76人、月に割ったら6.3人、市内半日が16人、月に割ったら1.3人ぐらいですが、市外1日が16人、市外半日が1人。21年から27年までは、使用数は47名の減、委託費は57万円増額、これ同じなのですが、病後児という子どもの認定というのか、どういうふうな措置をされるのか。どういう病状の場合にこのふれあい館で、どういうふうな処置をされるのか、その点について伺っておきます。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 病後児保育でございますけども、対象になる子どもというのは、病気回復中、治療が終わって回復中の子どもについて保育をするということで、保護者等が就労等で保育ができない場合に病後児保育で預かって保育をするといった事業でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 先般、安芸高田市のこども園、あそこは専門の看護師さんがついておられるということでしたが、私が想定するのにそういう方がいるのかどうかよくわかりませんが、親としたら完全に回復して、ある程度ほかの子どもたちと遊んだり、いろいろなことができる状況でないと、ここの施設に入ることはないのだろうというように思うのですが、完全にある程度回復した児童を病後児保育と位置づけているのだろうと思いますが、その点について。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 対象の子どもは、先ほど申しあげましたけども、完全には治っていないのですけども、病気回復中の子どもを保育するというので、これらの専任スタッフがおりまして、そのスタッフの方で保育をすると。または、小児科と連携して、もし何かあった場合には小児科と連携して対応するといったような対応をしておりますので、そういった中身でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） このものは非常に微妙な事業なので、ただここもずっと下がって、使用料が29年には14万4,300円であります。市内が47人、年ですからね。それで、市内半日が9人、月にしたら3.9人です。病気にならない子どもの方が多いにこしたことはないのですが。もうちょっと、自殺対策もそうですが、いろいろな難しい問題があるわけですが、私は教育相談員がここへも、2名があったのを1名分散しているのですが、やっぱり戻して。私は3人ぐらいにしても、もうちょっときめ細かに学校の常駐なりをしてから、何かあったら即対応できるような再構築というのが必要なのではないかと、このように強く思うのですが、その点について市長の決意のほどを伺います。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 先ほどの答弁と重複するかと思いますが、それぞれ子ども・子育て支援に係る各種事業につきましては、やはり実施場所または実施のその内容等について、

その状況に即して検討しなければいけないというふうに思っております。先ほども申し上げましたけれども、竹原市においては子ども・子育て支援に関わりましては5カ年間の事業のもとに、それぞれの関係機関の皆様との協議のもとに事業を実施して、それを毎年度検証していくという作業もあわせて行っているところでございます。そういう中で、議員の御意見のありました件についても、この中で検討されていくものというふうに認識をしております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 自殺対策も当初は100万円だったのが、減額されて補助金が30万円。29年は繰入金として、出先は不明なのですが、41万3,620円が繰り入れられている。30年は自殺対策事業として補助金30万円に対して、これは本部会計として31万6,468円が助成金として出されております。先ほど答弁の中で指摘したように、実際我々議会からいうと、本部会計とか委託費が別個ですとか言ってもわからないのですね。委託費そのものが、実際どこまでどういようにされているのか、よくわからないので、やっぱりそこらはこれからは。実際、事業でも打ち合わせしてやっていると言うと、またその記録を求めたくなるのです、我々は。だから、もうちょっと議会が何遍も重複するような質問は我々も避けたいのですよ。だから、そのためには、最終的には市長の決断が求められるのだと思いますが、これだけ財政問題が厳しくなって、職員の給料まで減額するような形をとったわけですから、企業に年間200万円も家賃を払ってこれを継続する必要性は、私はないと思うのですがね。実際、市長、今この3園の、今度合併する有権者数は9,000人ですよ。どうしても、ずるずるずるずるやるのなら、これを5,000人ぐらい署名をとって、私は市長に出そうかと思ったり、考えたりしていたのですが、こういう時代ですから、市長の決断以外にはないと思うのですが。そこらを期待しておきます。

続いて、市長の後援会の問題ですが、私がこれを確認したのは、市長、さきの答弁で市長は後援会が作成したということの答弁があったのでありまして、そうすると、プロフィールでそういう答弁だったわけですが、そうするとこの公約が市長の公報についてもそのまま公約のような形になるわけですが、後援会の会報が。これは市長が、いや、それは後援会がつくった、私は知らないのですといわれても困るので。やっぱりこういうものをある程度市長の思いというものを信頼して票を入れた方もおられるわけですから、そういう点については全て市長の責任なのですね。私はほかの候補を応援したので、ただ3

陣営の中で、当時の出陣式でも、財政が非常に厳しいのですとって言ったのは私だけだろうと思いますが。私は正直に言った。だから、これから行政運営も厳しくなりますということをお願いしてきたところでもあります。そういう点は、市長の、行財政改革の厳しさというものはこの後援会公報の中にはないわけですが。

市長、一番に掲げられております観光人口150万人の問題であります。昨年7月豪雨でかんぼの宿が被災した。12月4日に私は総支配人とお話ししたのです。その中で、本部は当初はやる気だったのだと。ただ、裏山が復旧できないので、それを押して開店した場合に災害がまた出たということになると、今度はかんぼの宿の方の責任になるということで、本部は非常に悩んで、そしてだらだらだらだら1年半も来て。そこで、市長、私はこの前もちょっと言ったと思うのですが、こういう問題については市の職員、特に仁賀地区のあそこの昔から百姓しておられる方が、地権者なんかが一番よく知っているのです。だから、県もいろんな現地を見るとか、設計する人間も足らなかったわけですよ。だから、そこを補うのは地元なのです。その点については、ぼろっと支配人も言うておられた。市がほとんど連携をとってくれなかったと。だから、私は県へ電話したんだと。そしてたら、県が説明に来て、ようよう設計ができるようになりましたとって説明してくれたということでした。昨年6月に来られたのだとって。前の総支配人は私も非常に仲よくしてもらって、豊島の方で活魚をしたらとって、活魚も見に行ったこともありますが、そういうことは市長の大きな公約だろうと思うのですが、かんぼの宿はこういう状態になって、今になっては仕方がないのですが、この問題は150万人ぐらいの竹原市に利益があるようなかんぼの宿だろうと思うのですが、その点について今後市長はどのような取組をされるのか、お伺いしておきます。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） かんぼの宿が竹原市への入り込みへの貢献をいかにしてきたかというの、もう皆さん御承知のとおりだというふうに思います。もちろん入湯税を含めて、いろんな効果を満たしてきたところでもあります。誤解を生じるといけないので、竹原市もいわゆる背後地の復旧事業に関しまして、県と一緒にかんぼにも御説明に行っているところでございますし、そこら辺は市民の皆さんに誤解のないように、市も一緒にその点については取り組んでいる。まさに場所については、来年度中の完成を目指して今進めているところでもありますし、そのことについてはかんぼさんとも共有しているところでございます。かんぼの宿が一定に事業を継続を断念されたということについては、もう新聞報道等

で発表されておりますので皆さん承知のとおりですけれども、実は発災当時からかんぼの宿さんとは、私ももう何回も、いわゆる郵政にも伺いまして、今後の継承も含めてどのように進めていくかということについて、今現在も含めてですが協議を進めているところです。我々の希望といたしましては、形態はこだわらず、いろんな形で事業が継承されるということを前提に、今まさに取り組んでいるところでございます。成就できるように、我々としては最大限努力をしてみたいというように思っております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 市長になった折から観光には非常に力を入れておられるので、13万人のお客がいて、3万人も泊まっていただけという施設は他にないわけですから、大久野島は別にしてね。どんな方法でも、これは真剣に取り組まなくてはならないというように思います。私の方も、広島の方にもそういう専門家の方もおられますので、いろいろ情報収集はしております。ただ、竹原吉名線の道路の折も言いましたが、県はあそこへ本線は決めているのですよ。しかし、宇野さん、この道路は竹原市民が使うのだから、市長が先頭になって対応しないと、なかなか前に行きませんよということなのですね。特に、帰った細羽さんが交通量が少ないようなことをこの議会でも言われて、私はかちんときたのですが、そうではなしに、それなりの3代目市長小坂隆さんなんかは、先般も北部の管理職でおった方に会ったら、おい、県庁に行くのだが要望事項はないかというて回ってきておられたのよ。今榮市長にそこまでは求めませんが、特に竹下知事とはナンバーツーと言われるぐらいじっこんであったので、そういうこともできたのだろうと思いますが。

そういうことで、県を動かすことが、副市長、県庁から来ているのだから頼みますわということなのですよ。私はこの前も県議会中だが港湾と下水とずっと回ったのですよ、農林と。私は行くところは決まっているので。行って、わいわい話をしている間に、いろいろなことを教えてくれるし、いろいろなことを我々も質問する事項もあって、そういうことが行政と行政だから一番大事なのではないかと思うのです。そうしないと、失礼だが、市長、東京の方へ計画書もなしに名刺を配りに行っても、それはだめよ。私はだめだと思うよ。それで、やるのなら、私がどうしてそういうかといったら、小坂市長は、下水なんか何にも私は一言も言ったことはない。2年目に市長に伝えたら、おい、下水やるぞといって。今でも耳に残っているのですがね。そういうことで、池田代議士に頼んだのでしょね。その後、なくなって2月に防衛大臣になって、池田さんが一番先に私を呼んで、宇

野さん、この事業を没にしたら、竹原市は何もないぞとって念を押されたのです。だから、私も一生懸命やったの。そういうことで、市長の動く姿というのは理解できますが、県庁に行ってもどこに行ってもピンポイントでやるようにしないと、なかなか事業というのは前に行かないのですよ。その点については、市長に是非ともお願いしておきます。

それから、行財政経営強化方針アクションプランあるいは財政健全化計画、5年ですが。その後へ私はアドバイザーのような者を2名、市長がどういう経緯でお願いしたのかよくわからないのですが、この方は月に一遍ということですが竹原市をそんなに知った人ではないのだろうと思いますが、この方に、私が責任を持つから、責任持ってあなたどんどんやってもらいたいというようなアドバイザーなら、私はいいと思う。ただ、今の6名の職員が持って上がったものを何かアドバイスするというのでは、今日のこの一般質問の答弁を聞いていても、もうこれからはこういう状況だから、市長、検討するのではなしに、1年先にまでにはやると、あるいはこの事業については3年の内にやるとって年限を切らないとなかなか行政は。私は7期目だが、いろんな経験をしてきておりますので前に行かないと思うのですが、その点について最後に市長の御決意を伺って終わります。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 1点、アドバイザーの件がありましたが、アドバイザーは本当に一月に1回という当初のお話を超えて、毎週においでいただくぐらい精力的に頑張らせていただいているところでございます。もちろん、職員もそのアドバイザーに、どちらかといえば引っ張られるような形も時にはございますし、様々な議論をしているところです。御提言も踏まえて、アドバイザーを採用した効果があらわれるように、その点についてはしっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

行財政運営またはその行財政改革の全容にわたって、議員からは以前からも御提言をいただいているところで、もちろん県庁が行う直轄事業に関しては、県が実際に予算も握り、その配分も県庁が行うということですので、私は国に訪れる時には県庁の人と一緒に動いて、その担当部署に行き、その予算獲得について、どちらかといえば県庁に協力しているという側面もあるのですけれども、それは何よりも我々の竹原市の事業が進むようなことをイメージしながら動いているところでございます。県庁に行った際には、各それぞれのセクションがございませうけれども、当然予算ありきの事業でございませうので、予算配分について常日ごろからお願いもし、またいろんな雑談もし、いろんなアイデアもいただいているところでございます。引き続きこの点についてはしっかりと積極的に進めてま

いりたいというふうに思っております。ありがとうございます。

(13番宇野武則君「終わります」と呼ぶ)

議長(大川弘雄君) 以上をもって13番宇野武則議員の一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により、12月17日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後4時49分 散会